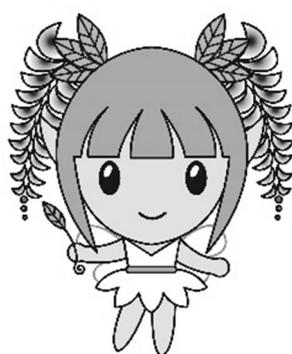


第4期石井町障がい者計画
第7期石井町障がい福祉計画
第3期石井町障がい児福祉計画



令和6年3月

徳島県 石井町

～目次～

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画策定にあたって踏まえるべき事項	6
第2章 石井町の障がいのある人を取り巻く状況	9
1 統計等における状況	9
2 当事者アンケート調査結果からみる状況	19
3 事業者アンケート調査結果からみる状況	33
4 課題の整理	36
第3章 計画の方向性	38
1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 分野別施策	40
4 体系図	41
第4章 障がい者計画	42
1 保健・医療	42
2 教育・社会参加	45
3 雇用・就業	47
4 広報・啓発	48
5 安心・安全	50
6 生活環境	51
7 差別の解消および権利擁護	52
8 地域生活支援	53
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	56
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	56
第6章 計画の推進にあたって	73
1 庁内体制	73
2 庁外体制	73
3 計画推進・評価体制	73
資料編	74
1 石井町障がい者計画等策定委員会設置要綱	74
2 石井町障がい者計画等策定委員会 委員名簿	75
3 策定経過	76

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和 3 年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和 4 年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

本町では、平成 30 年に障害者基本法に基づいた「第 3 期石井町障がい者計画」、障害者総合支援法に基づいた「第 5 期石井町障がい福祉計画」、児童福祉法に基づいた「第 1 期石井町障がい児福祉計画」を一体的に策定したほか、令和 3 年には、「第 6 期石井町障がい福祉計画」及び「第 2 期石井町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人の支援及びノーマライゼーションのまちづくりを進めてきました。

一方で、町民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

そのため、本町の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての町民で考え、町民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

その指針となる、「第 3 期石井町障がい者計画・第 6 期石井町障がい福祉計画・第 2 期石井町障がい児福祉計画」が令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえ計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「第 4 期石井町障がい者計画・第 7 期石井町障がい福祉計画・第 3 期石井町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

■【参考】「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、以下の法律に基づきそれぞれ策定が位置づけられている法定計画です。

◆市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、この法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにします。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆市町村障害福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障がい福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆市町村障害児福祉計画

障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（平成30年4月施行）

第33条の20第1項

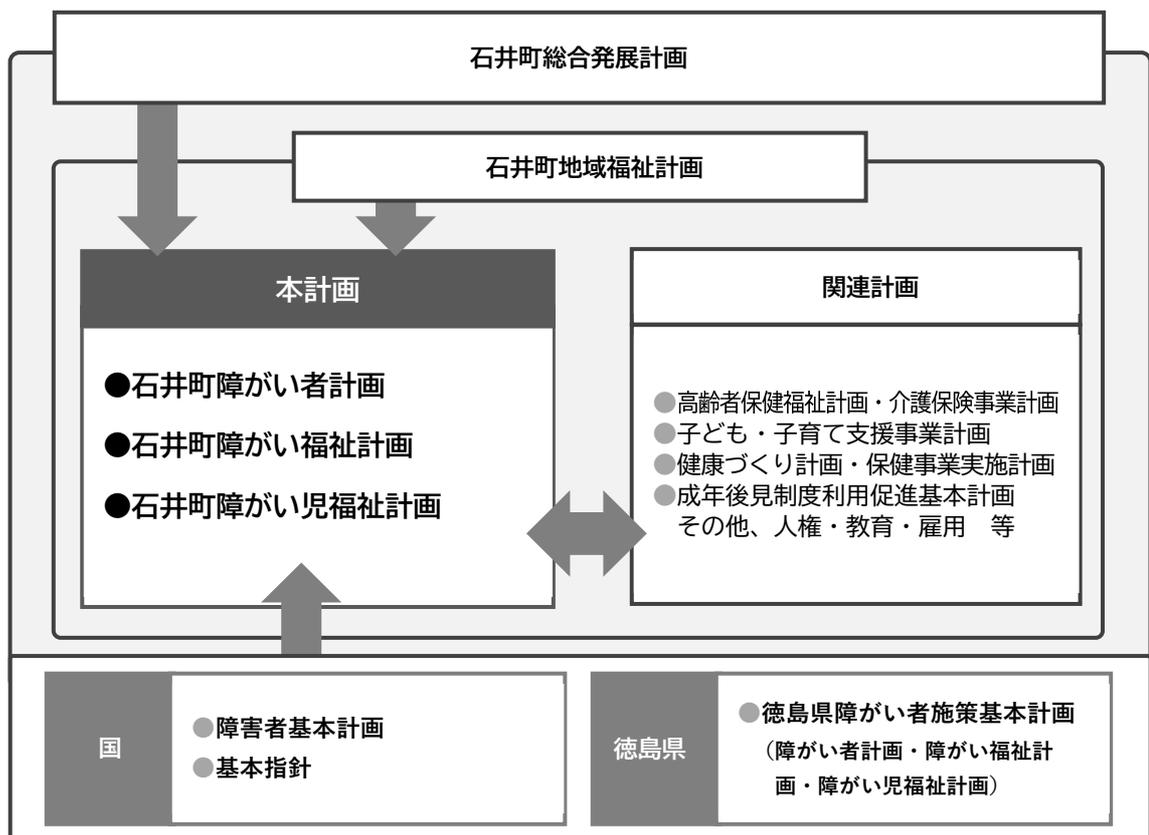
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 石井町における計画の関連性

本計画は「石井町総合発展計画」を最上位計画とし、さらに「石井町地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい福祉分野に関する個別計画として「石井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「石井町子ども・子育て支援事業計画」「石井町成年後見制度利用促進基本計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和のとれたものとする。また、国の「障害者基本計画（第5次）」、徳島県の「徳島県障がい者施策基本計画（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）」との整合性を踏まえ、策定します。

さらに、本計画は障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」と、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

■計画の位置づけ



(3) 計画の期間

計画の期間については、「障がい者計画」の計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
障がい者計画	→		← 第4期 →						←	
障がい福祉計画	→		← 第7期 →			←			←	
障がい児福祉計画	→		← 第3期 →			←			←	

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「第3期石井町障がい者計画」、「第6期石井町障がい福祉計画」及び「第2期石井町障がい児福祉計画」の達成状況に加え、障がいのある人や障がい福祉サービス提供事業所等を対象に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、現状の把握・意向確認・課題を整理し、関係機関の代表者及び町民を含めた「石井町障がい者計画等策定委員会」において策定しました。

3 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨や内容を踏まえ策定します。

■障害者基本計画の概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

II 総論の主な内容

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

III 各論の主な内容（11の分野）

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(2) 障害福祉サービス等の基本指針について

本計画は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）も踏まえ策定します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

■基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の創設
- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会における事例検討会議の実施回数等の活動指標の設定

障がい者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉サービスデータベースの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGs は、2030 (令和 12) 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では SDGs の採択を受け、平成 28 (2016) 年 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定) が策定され、令和元 (2019) 年 12 月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした 8 つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進に当たっては、SDGs 推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標に向け、特別支援教育や障がい者の職業訓練・雇用、公共交通機関のバリアフリー化などについて、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGs の 17 の目標



第2章

石井町の障がいのある人を取り巻く状況

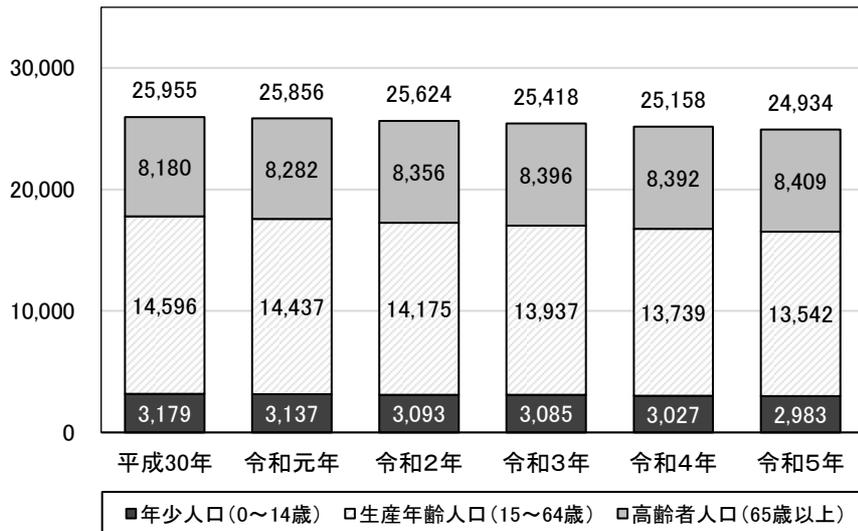
1 統計等における状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和5年9月末現在で24,934人と、平成30年からの5年間で1,021人減少しています。

年齢3区分別にみると高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にある一方、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

■年齢3区分別人口の推移
(人)



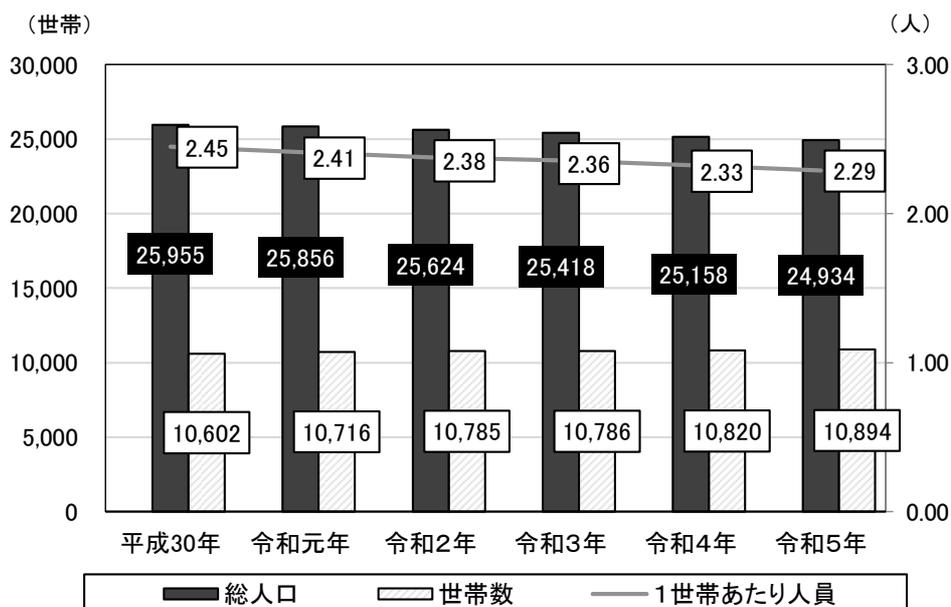
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 世帯数の推移

本町の世帯数はやや増加傾向にあり、令和5年9月末現在で10,894世帯と、平成30年からの5年間で292世帯増加しています。

一方、一世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、令和5年で2.29人となっており、単身世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。

■世帯数の推移



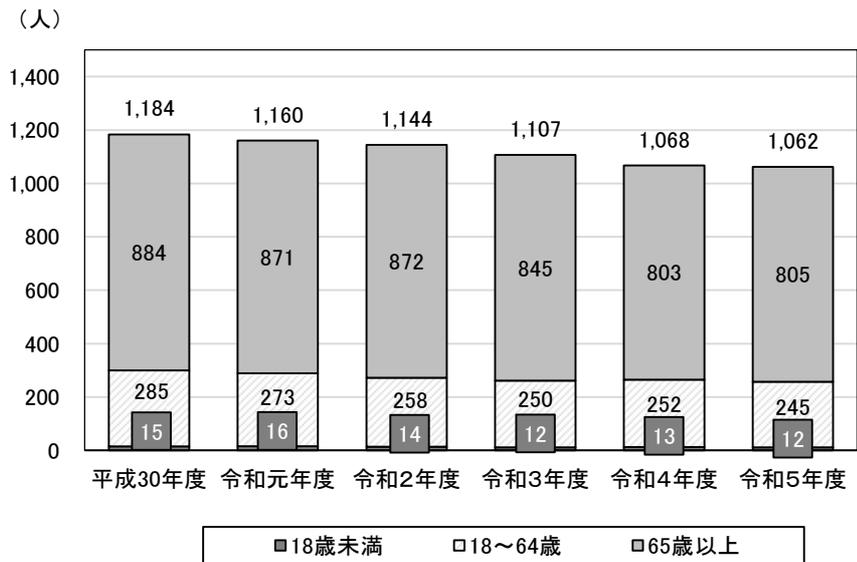
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

本町における身体障害者手帳所持者数は、令和5年9月末現在で1,062人となっており、平成30年度と比較すると、122人減少しています。また、等級別で見ると、ほぼすべての等級で減少傾向にあります。6級は増加と横ばいで推移しています。

障がい種別では「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続いています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別・障がい種別）

単位：人		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
等級別	1級	419	423	435	420	400	401
	2級	175	175	164	148	143	140
	3級	161	145	135	133	132	131
	4級	250	244	231	230	224	222
	5級	59	59	57	54	49	48
	6級	120	114	122	122	120	120
障がい種別	視覚障がい	75	75	71	69	68	70
	聴覚・平衡機能障がい	170	166	173	171	166	168
	音声・言語・咀嚼機能障がい	11	11	9	8	8	8
	肢体不自由	564	554	537	507	484	474
	内部障がい	364	354	354	352	342	342
総数		1,184	1,160	1,144	1,107	1,068	1,062

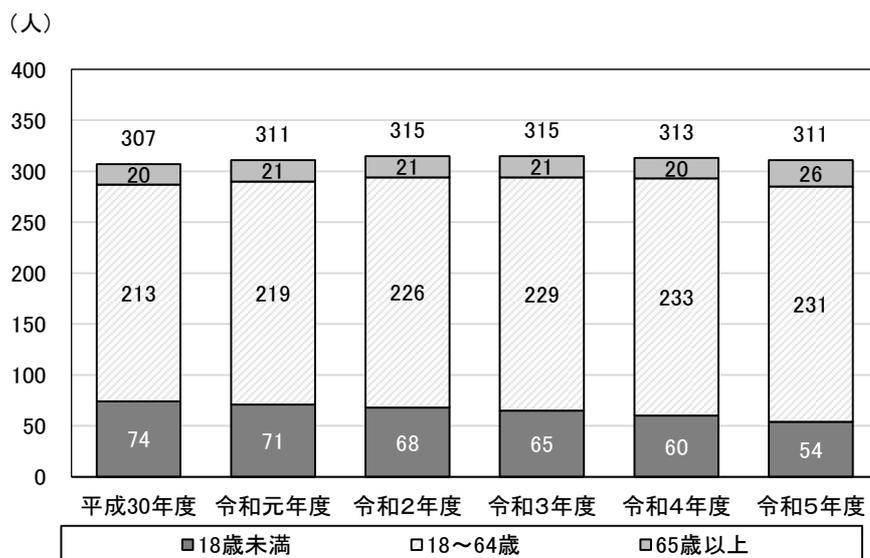
資料：石井町福祉生活課
各年度末（令和5年度のみ9月末）現在

(4) 療育手帳所持者の状況

本町における療育手帳所持者数は、令和5年9月末現在で311人となっており、年齢別で見ると18歳未満の手帳所持者数がやや減少傾向となっています。

また、等級別にみると、「A」・「B」共に横ばいで推移しています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



■療育手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A1（最重度）	63	66	66	66	68	69
A2（重度）	72	71	70	68	70	70
B1（中度）	61	60	61	65	64	63
B2（軽度）	111	114	118	116	111	109
総数	307	311	315	315	313	311

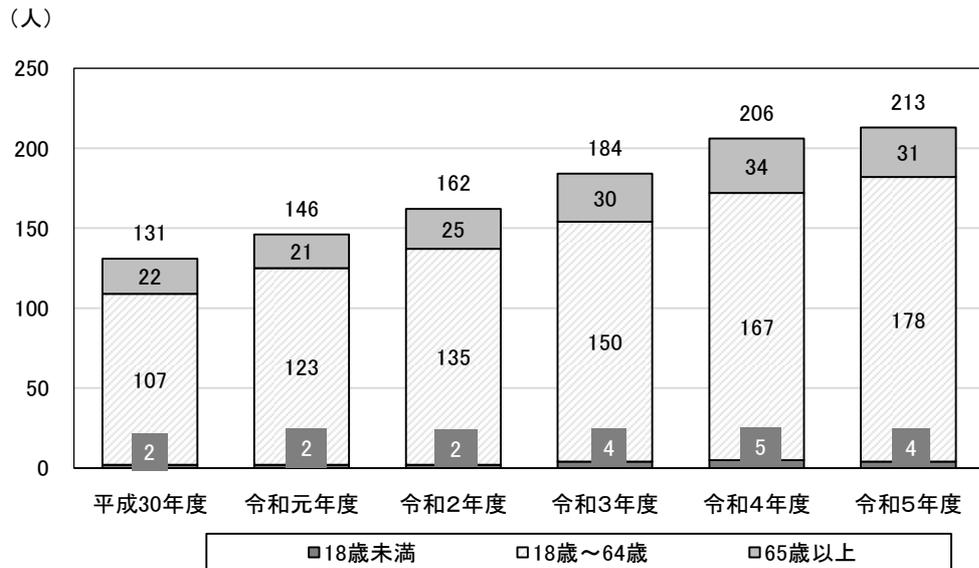
資料：石井町福祉生活課
各年度末（令和5年度のみ9月末）現在

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年9月末現在で213人となり、年齢別で見ると18歳以上の手帳所持者数が増加傾向にあります。

また、等級別にみると、「1級」が10人台で推移しているのに対し、「2級」と「3級」が増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）



■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

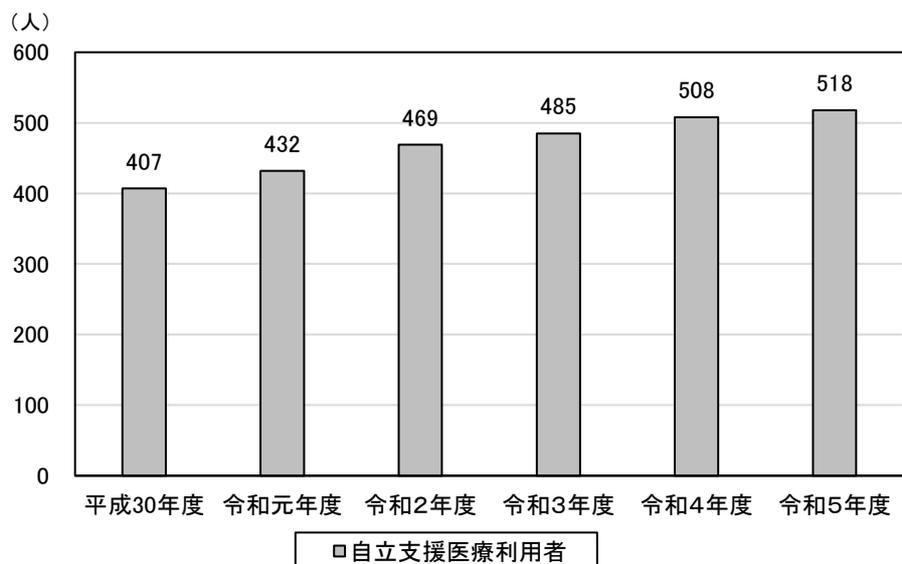
単位：人	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	19	15	13	17	18	17
2級	60	65	71	81	91	99
3級	52	66	78	86	97	97
総数	131	146	162	184	206	213

資料：石井町福祉生活課
各年度末（令和5年度のみ9月末）現在

(6) 自立支援医療利用者の状況

本町における自立支援医療利用者数は、令和5年9月末現在で518人となっており、支給対象別で見ると精神通院医療にかかる利用者数が増加傾向にあります。

■自立支援医療利用者数の推移



■自立支援医療利用者数の推移（支給対象別）

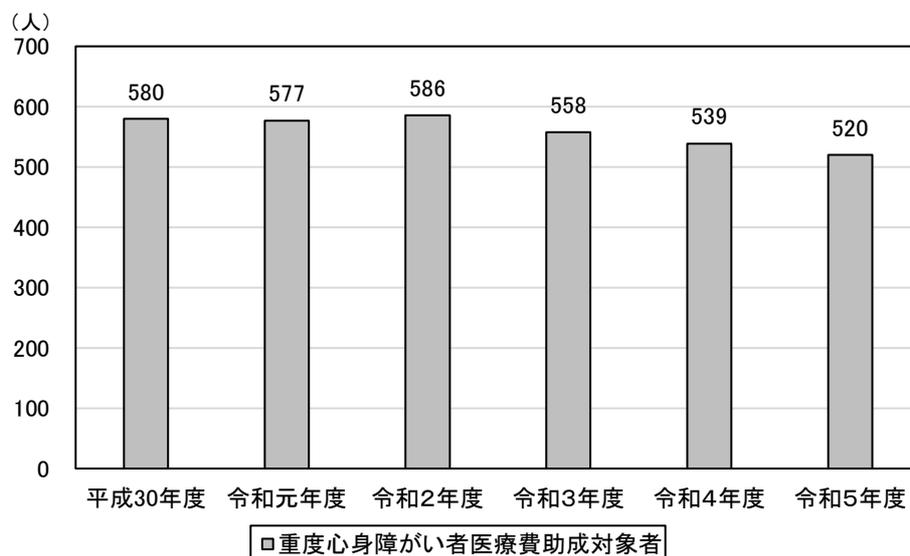
単位：人	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育成医療	3	2	2	1	3	0
更生医療	103	102	105	112	108	105
精神通院医療	301	328	362	372	397	413
総数	407	432	469	485	508	518

資料：石井町福祉生活課
各年度末（令和5年度のみ9月末）現在

(7) 重度心身障がい者医療費助成対象者の状況

本町における重度心身障がい者医療費助成対象者数は、令和5年9月末現在で520人となっており、令和2年度を境に減少傾向が続いています。

■重度心身障がい者医療費助成対象者数の推移

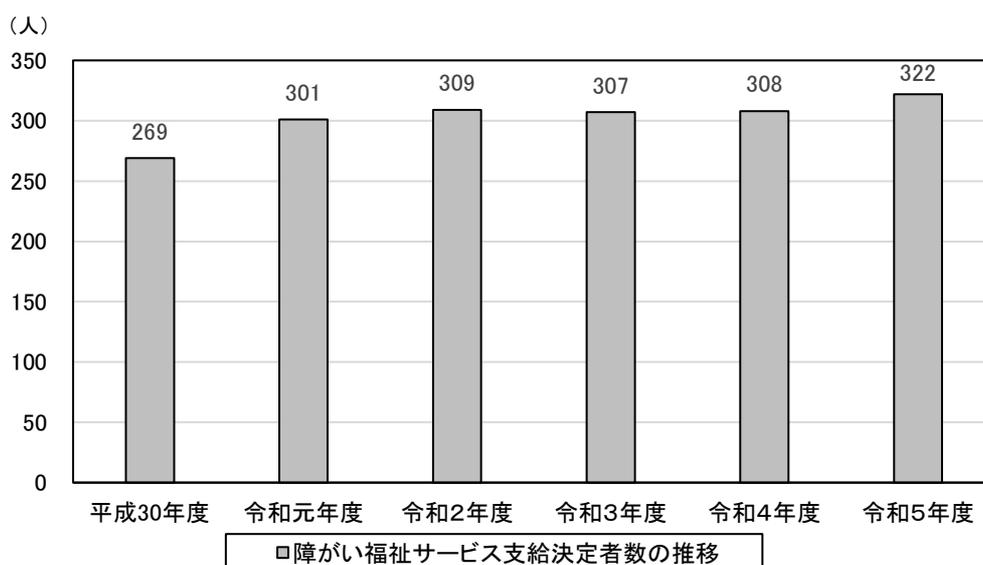


資料：石井町福祉生活課
各年度末（令和5年度のみ9月末）現在

(8) 障がい福祉サービス利用決定者の状況

障害者総合支援法におけるサービスの支給決定者数の状況は増加傾向にあり、令和5年9月末現在で322人となっています。

■障がい福祉サービス利用決定者数の推移

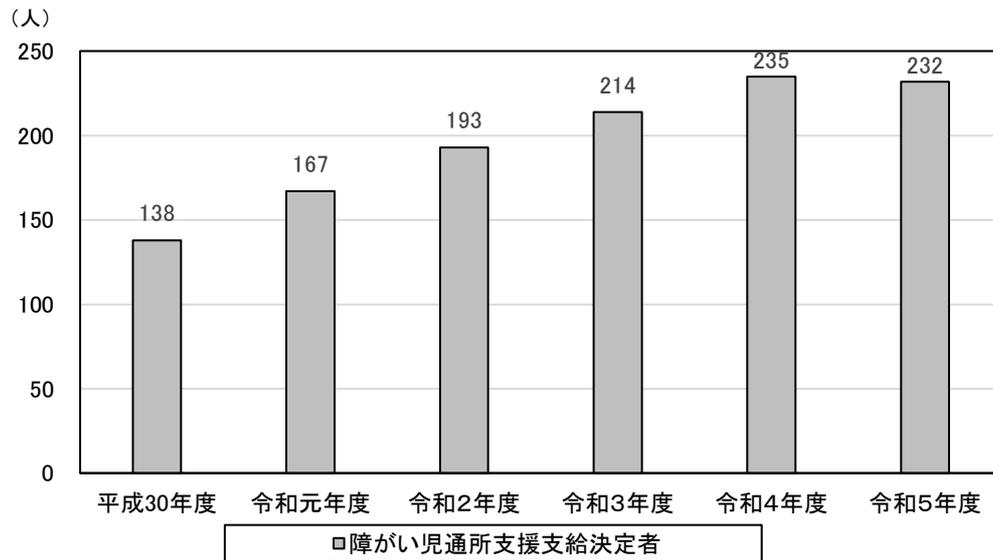


資料：石井町福祉生活課
各年度末（令和5年度のみ9月末）現在

(9) 障がい児通所支援支給決定者の状況

本町における障がい児通所支援支給決定者数は概ね増加傾向にあり、令和5年9月末現在で232人となっています。

■障がい児通所支援支給決定者数の推移



資料：石井町福祉生活課
各年度末（令和5年度のみ9月末）現在

(10) 地域資源の状況

① (障がい福祉・障がい児福祉サービス)

町内の障がい福祉サービス提供事業所の状況は以下の通りです。

事業項目	事業所数
居宅介護	6
重度訪問看護	6
同行援護	2
行動援護	2
生活介護	7
就労移行支援	1
就労継続支援 A 型	1
就労継続支援 B 型	2
短期入所 (福祉型・医療型)	2
共同生活援助	1
施設入所支援	1
計画相談支援	3
地域移行支援	2
地域定着支援	2
児童発達支援	7
放課後等デイサービス	8

資料：石井町福祉生活課 (令和 5 年 9 月末現在)

②（地域生活支援事業）

町内で地域生活支援事業を提供している事業者は、移動支援事業が3か所、日中一時支援が3か所、地域活動支援センターが2か所となっています。

■必須事業

事業項目	事業所数
意思疎通支援事業手話通訳者派遣事業	1
意思疎通支援事業要約筆記者派遣事業	1
移動支援事業個人支援型	20 (内町内事業所 3)
移動支援事業車両移送型	1
地域活動支援センター	2

資料：石井町福祉生活課（令和5年9月末現在）

■任意事業

事業項目	事業所数
日中一時支援事業	20 (内町内事業所 3)
巡回支援専門員整備	1
点字・声の広報等発行	1

資料：石井町福祉生活課（令和5年9月末現在）

③（相談支援）

障がいある人の自立した社会生活の実現を目的として、障がいのある人等からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、現在町内の事業所では指定一般相談支援事業所が2か所、指定特定相談支援事業所が3か所、指定障がい児相談支援事業所の3か所が相談業務に携わっています。

事業項目	事業所数
指定一般相談支援事業所	2
指定特定相談支援事業所	3
指定障がい児相談支援事業所	3

資料：石井町福祉生活課（令和5年9月末現在）

2 当事者アンケート調査結果からみる状況

アンケートの概要

●アンケート調査の目的

町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方に日ごろの生活の様子や障がい者施策、障がい福祉サービスなどに関するご意見をお聞きし、本計画に反映させることを目的に実施しました。

●調査概要

◇調査対象者：石井町在住の障害者手帳をお持ちの方 1,644 名

◇調査期間：令和5年9月8日～令和5年9月22日

◇調査方法：郵送配布・郵送回収

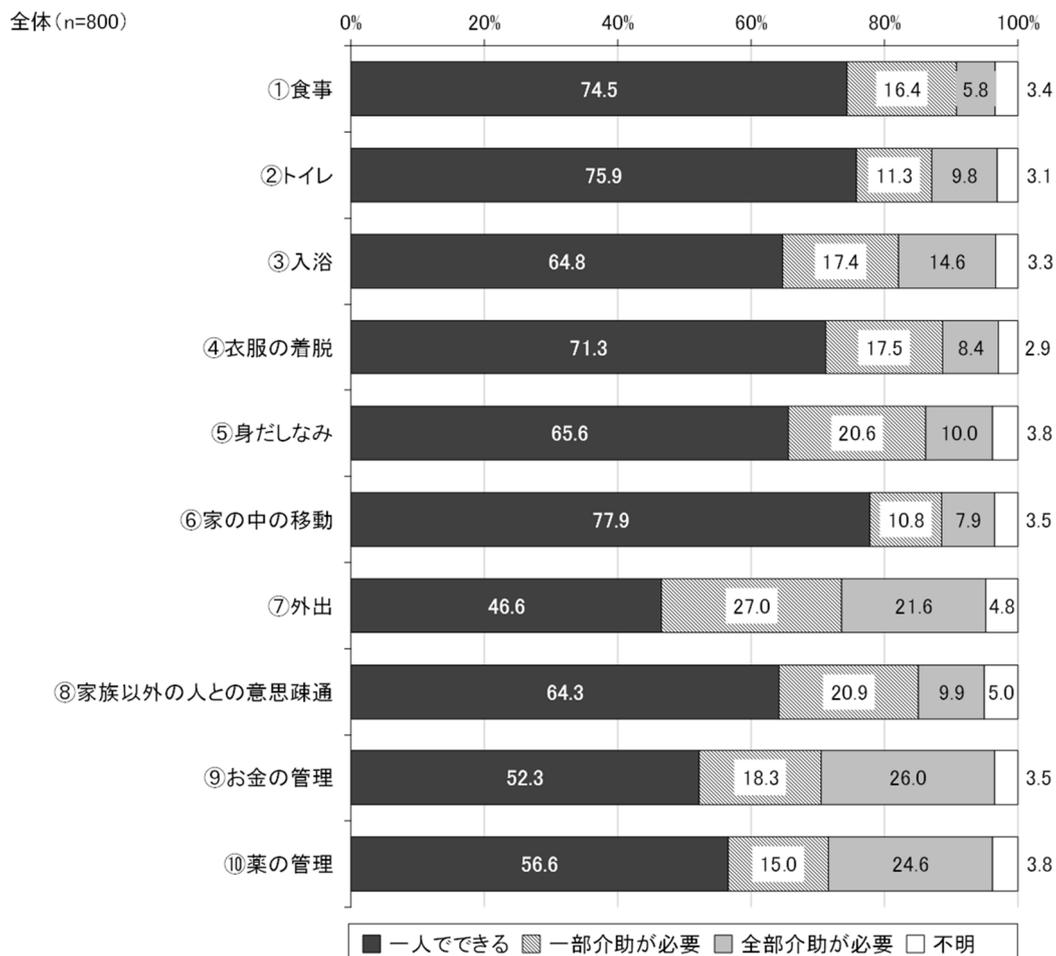
◇回答者数：800 名

◇回収率：48.8%

(1) あなた（宛名の方）・家族などについて

◆日常生活において次のこと(身近な行動)をどのようにしているか。

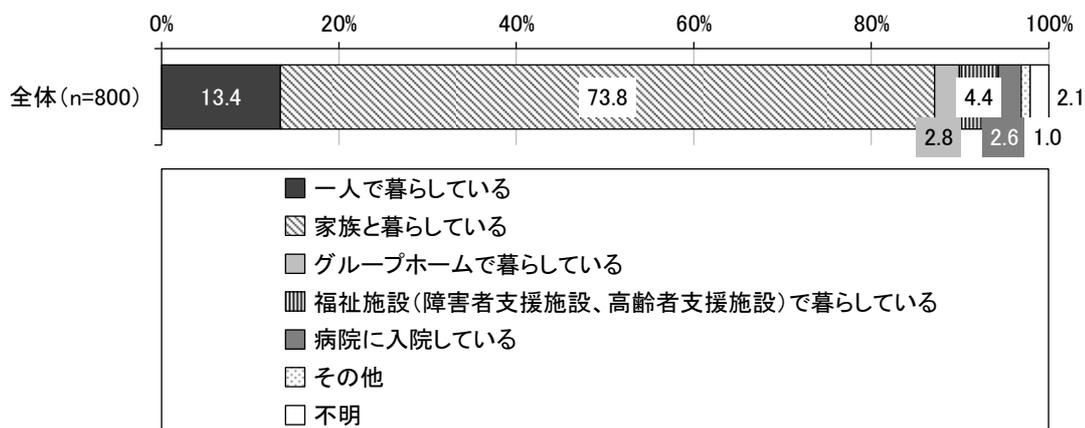
日常生活における身近な行動に関しての介助の有無については、すべての項目で「一人でできる」が最も高い一方、「⑦外出」「⑨お金の管理」「⑩薬の管理」についての項目では、「全部介助が必要」とする回答が全体の2割を超えています。



(2) 住まいや暮らしについて

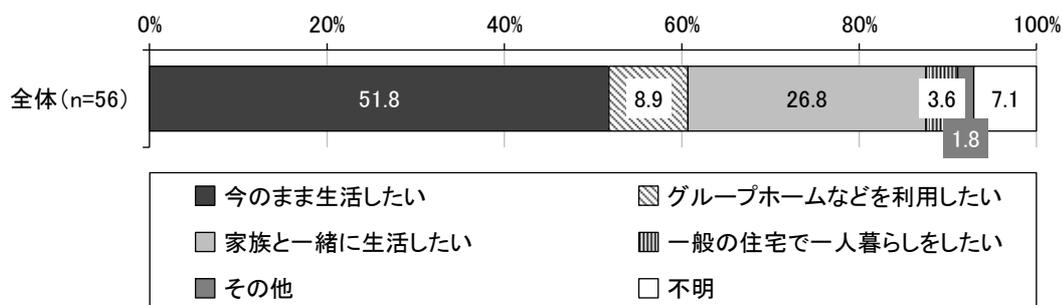
◆あなたは現在どのように暮らしていますか。

現在どのように暮らしているかについてみると、「家族と暮らしている」が73.8%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が13.4%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が4.4%となっています。



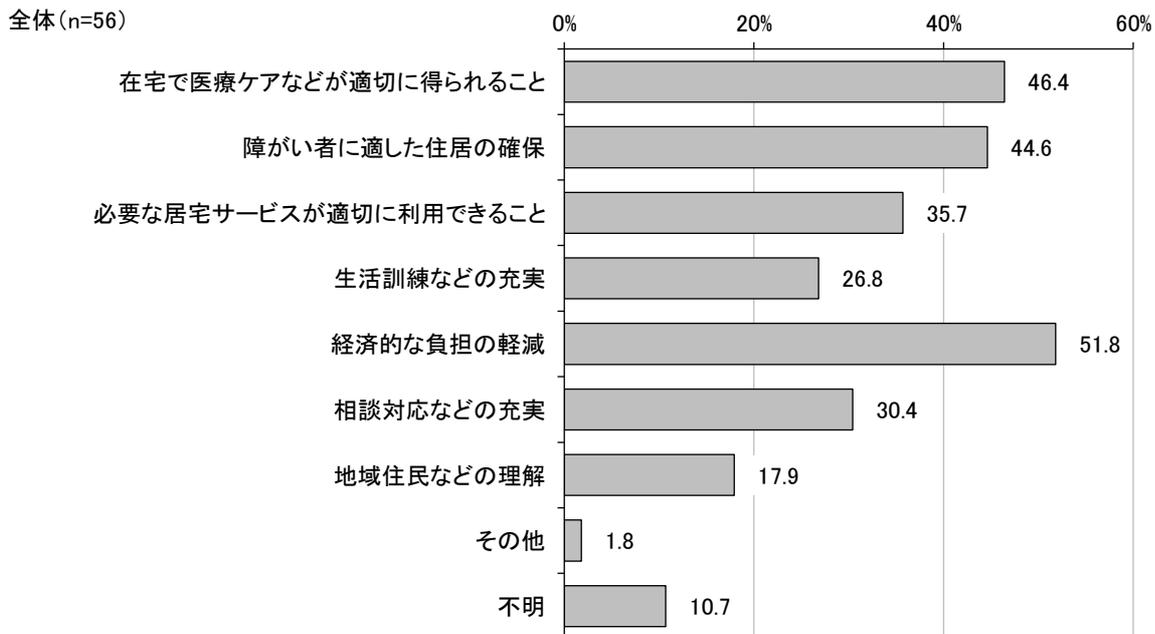
◆あなたは将来、地域で生活したいと思いませんか。

現在の暮らしぶりについて「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」・「病院に入院している」と回答した人に限定し、将来、地域で生活したいと思うかについてみると、「今のまま生活したい」が51.8%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が26.8%、「グループホームなどを利用したい」が8.9%となっています。



◆地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

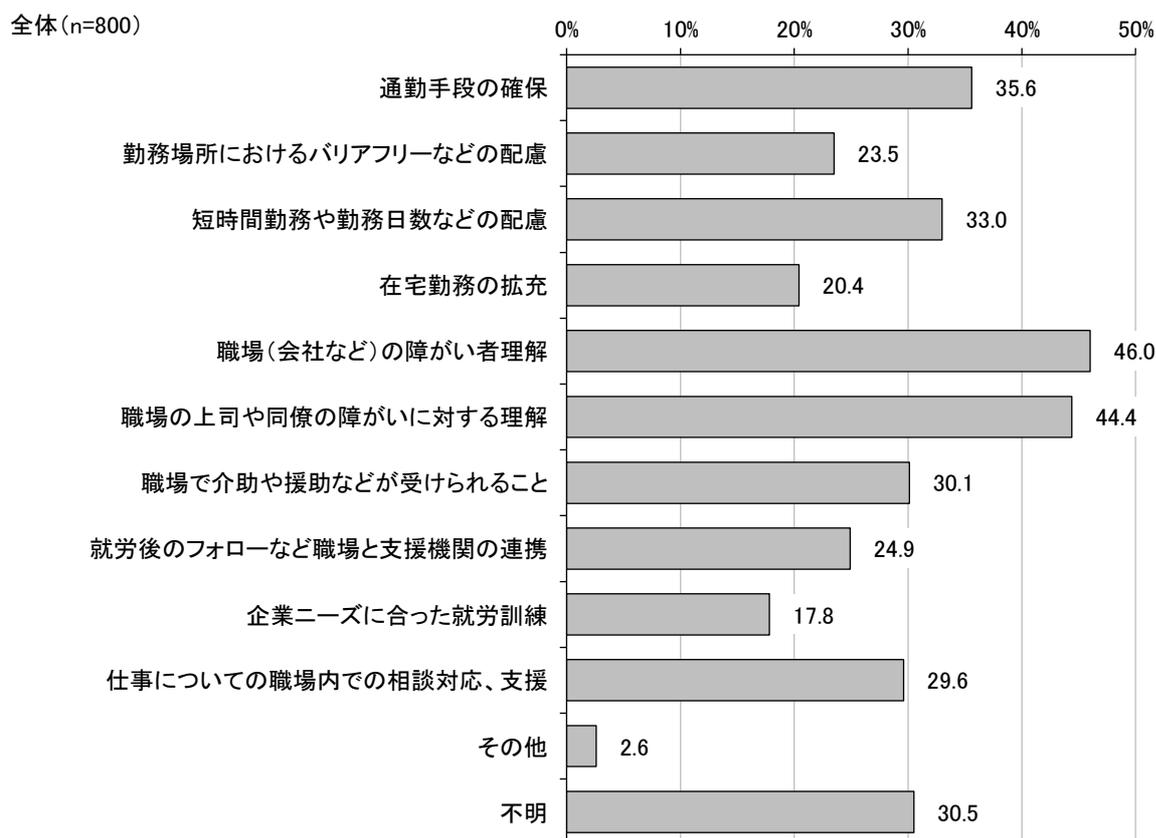
現在の暮らしぶりについて「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」・「病院に入院している」と回答した人に限定し、地域で生活するためにあればよいと思う支援についてみると、「経済的な負担の軽減」が51.8%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が46.4%、「障がい者に適した住居の確保」が44.6%となっています。



(3) 日中活動や就労について

◆障がいのある方が働きやすい環境には、どのようなことが必要だと思いますか。

サービスや障がいのある方が働きやすい環境に必要なことについてみると、「職場（会社など）の障がい者理解」が46.0%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が44.4%、「通勤手段の確保」が35.6%となっています。



(4) 権利擁護について

◆あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについてみると、「ない」が46.5%と最も高く、次いで「少しある」が23.5%、「ある」が20.0%となっています。

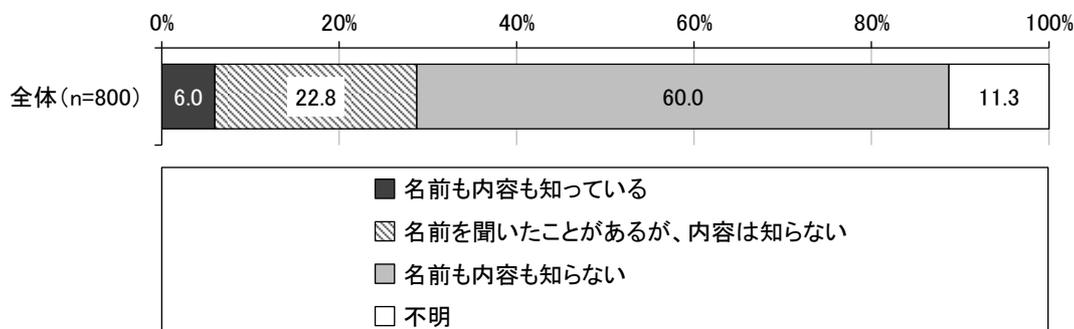
年齢別にみると、20～49歳では「ある」、それ以外の区分では「ない」が最も高くなっています。

障がいの種類別にみると、「身体障害者手帳」〔その他〕では「ない」、それ以外の区分では「ある」が最も高くなっています。

単位：%		ある	少しある	ない	不明
全体(n=800)		20.0	23.5	46.5	10.0
年齢別	0～19歳(n=110)	18.2	30.9	47.3	3.6
	20～29歳(n=37)	59.5	16.2	24.3	0.0
	30～39歳(n=33)	36.4	33.3	24.2	6.1
	40～49歳(n=66)	40.9	28.8	27.3	3.0
	50～59歳(n=64)	28.1	26.6	35.9	9.4
	60～69歳(n=84)	14.3	26.2	45.2	14.3
	70～79歳(n=180)	11.1	21.7	56.7	10.6
	80～89歳(n=140)	12.1	19.3	55.0	13.6
	90～99歳(n=54)	9.3	16.7	61.1	13.0
	100歳以上(n=3)	33.3	0.0	33.3	33.3
障がいの種類別	身体障害者手帳(n=514)	13.6	21.2	53.9	11.3
	療育手帳(n=140)	44.3	30.7	21.4	3.6
	精神障害者保健福祉手帳(n=94)	39.4	26.6	26.6	7.4
	その他(n=145)	27.6	24.1	41.4	6.9

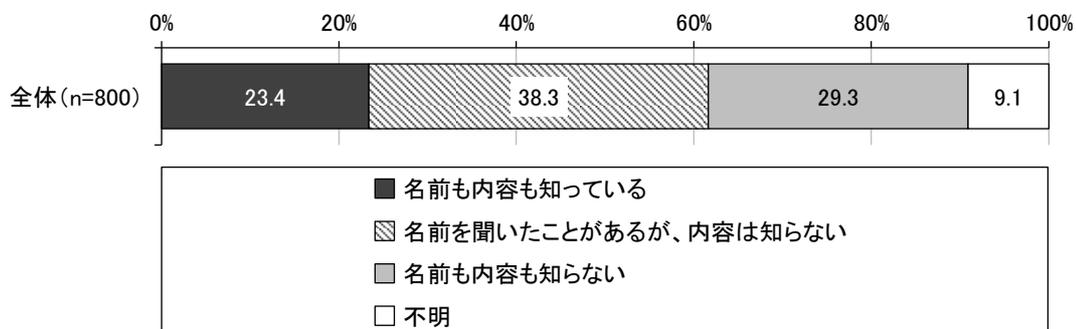
◆障害者差別解消法についてご存じですか。

障害者差別解消法を知っているかについてみると、「名前も内容も知らない」が60.0%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が22.8%、「名前も内容も知っている」が6.0%となっています。



◆成年後見制度についてご存じですか。

成年後見制度を知っているかについてみると、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が38.3%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」が29.3%、「名前も内容も知っている」が23.4%となっています。

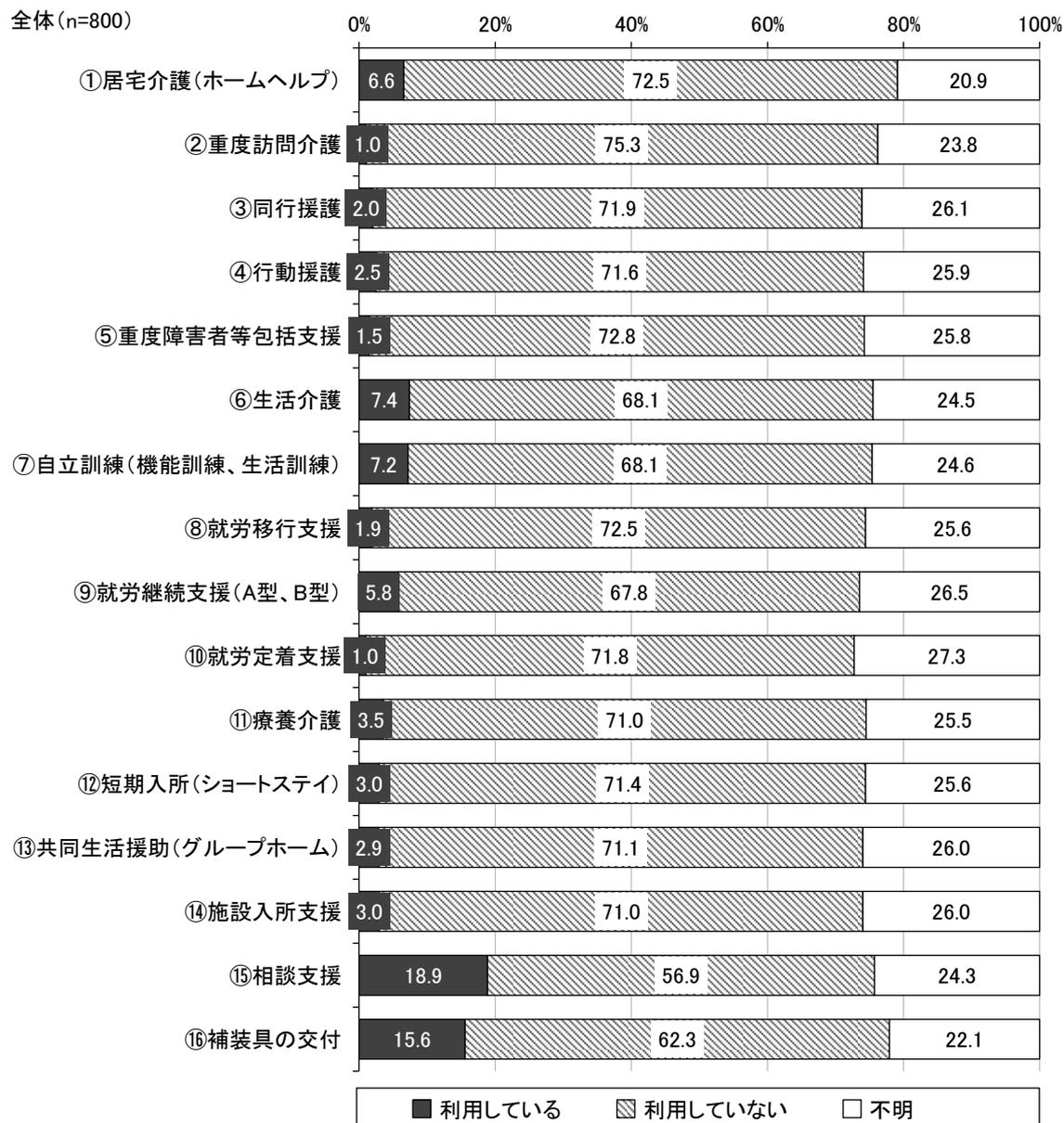


(5) 障がい福祉サービス等の利用について

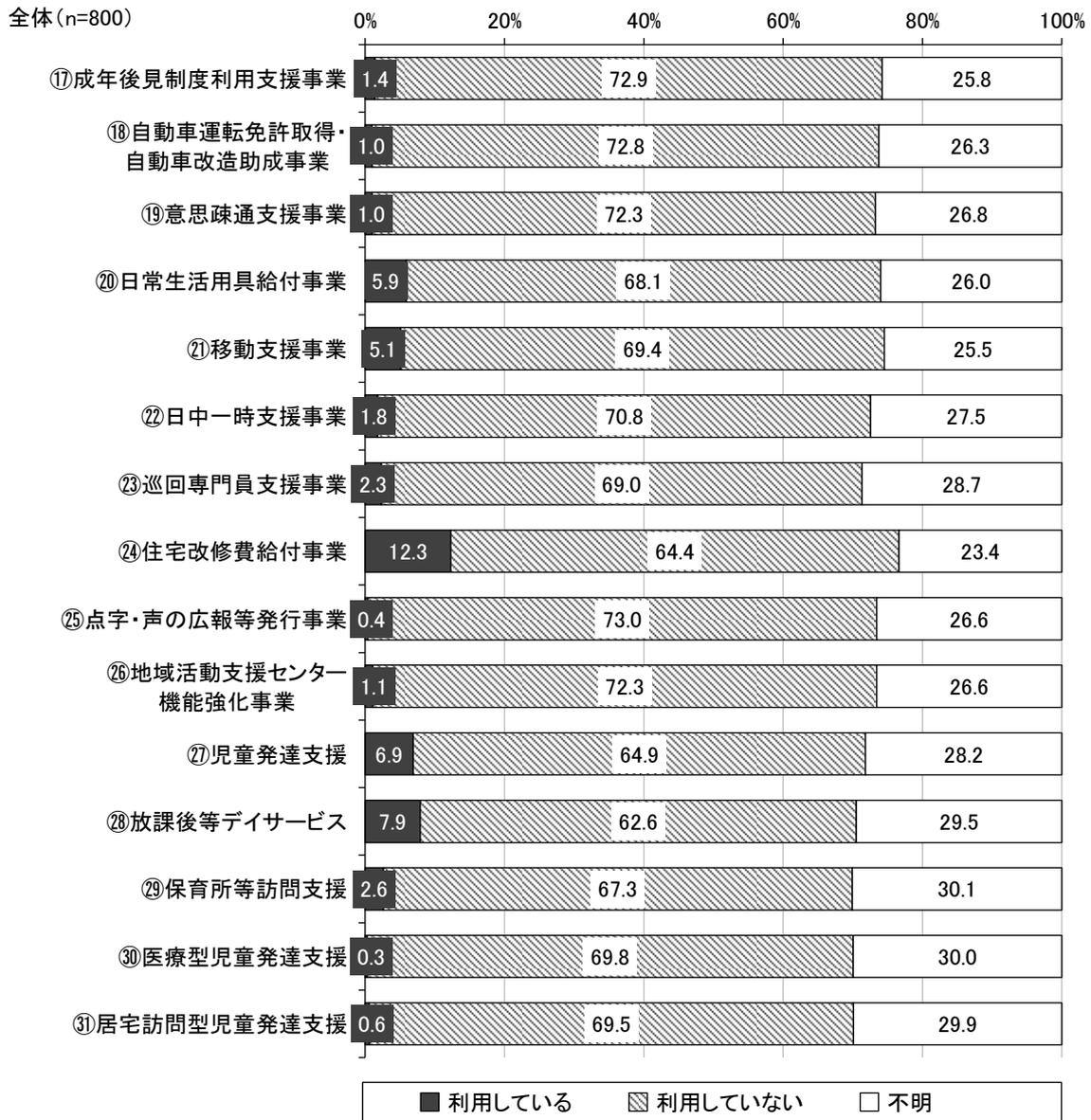
◆あなたは次のサービスや地域生活支援事業等を利用していますか。

サービスや地域生活支援事業等の利用状況についてみると、すべての項目で「利用していない」が「利用している」を上回っています。利用が多いサービスとしては「⑮相談支援」「⑯補装具の交付」「⑳住宅改修費給付事業」となっています。

【現在利用しているか《サービスの利用状況》】



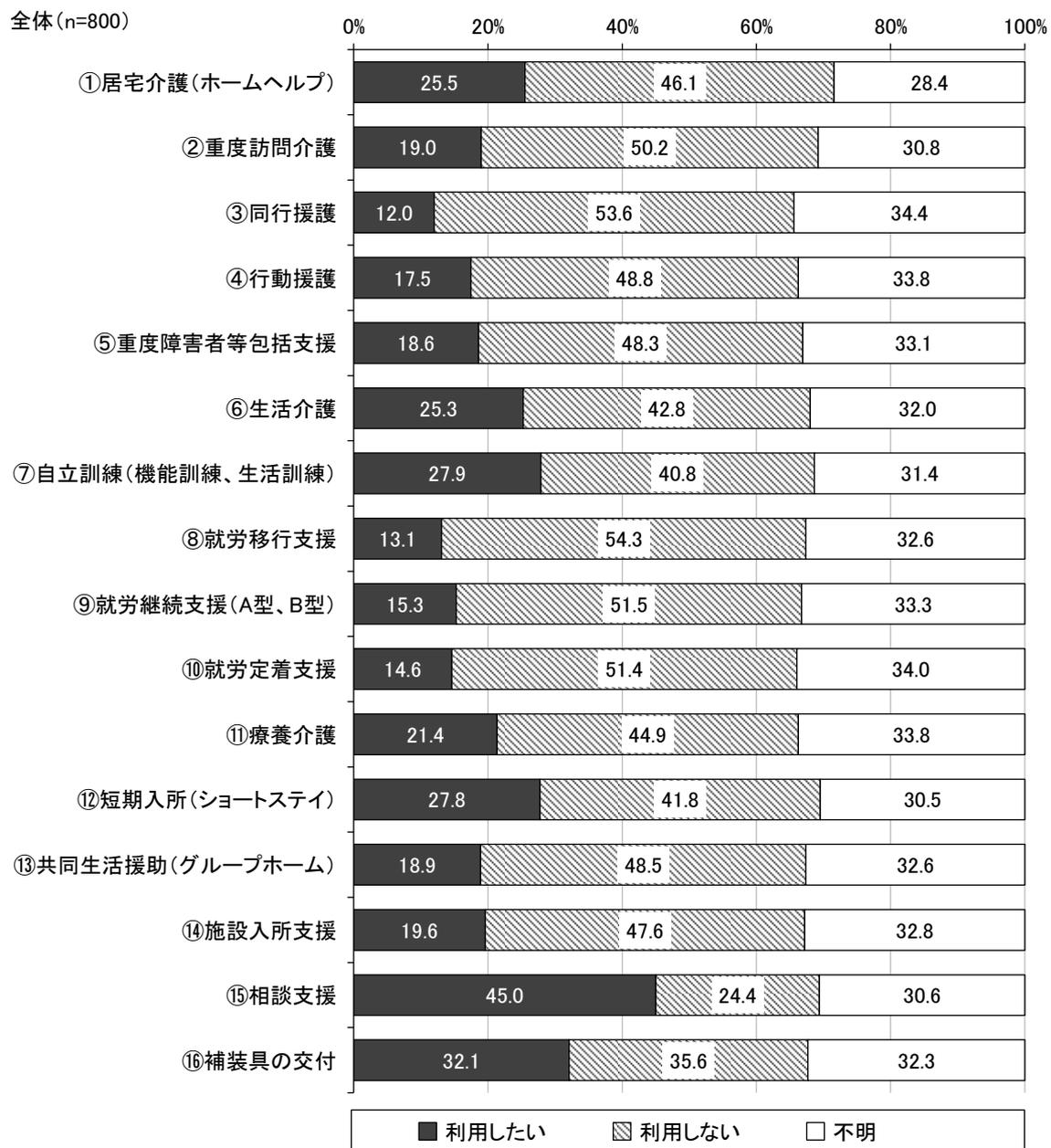
【現在利用しているか《サービスの利用状況》】



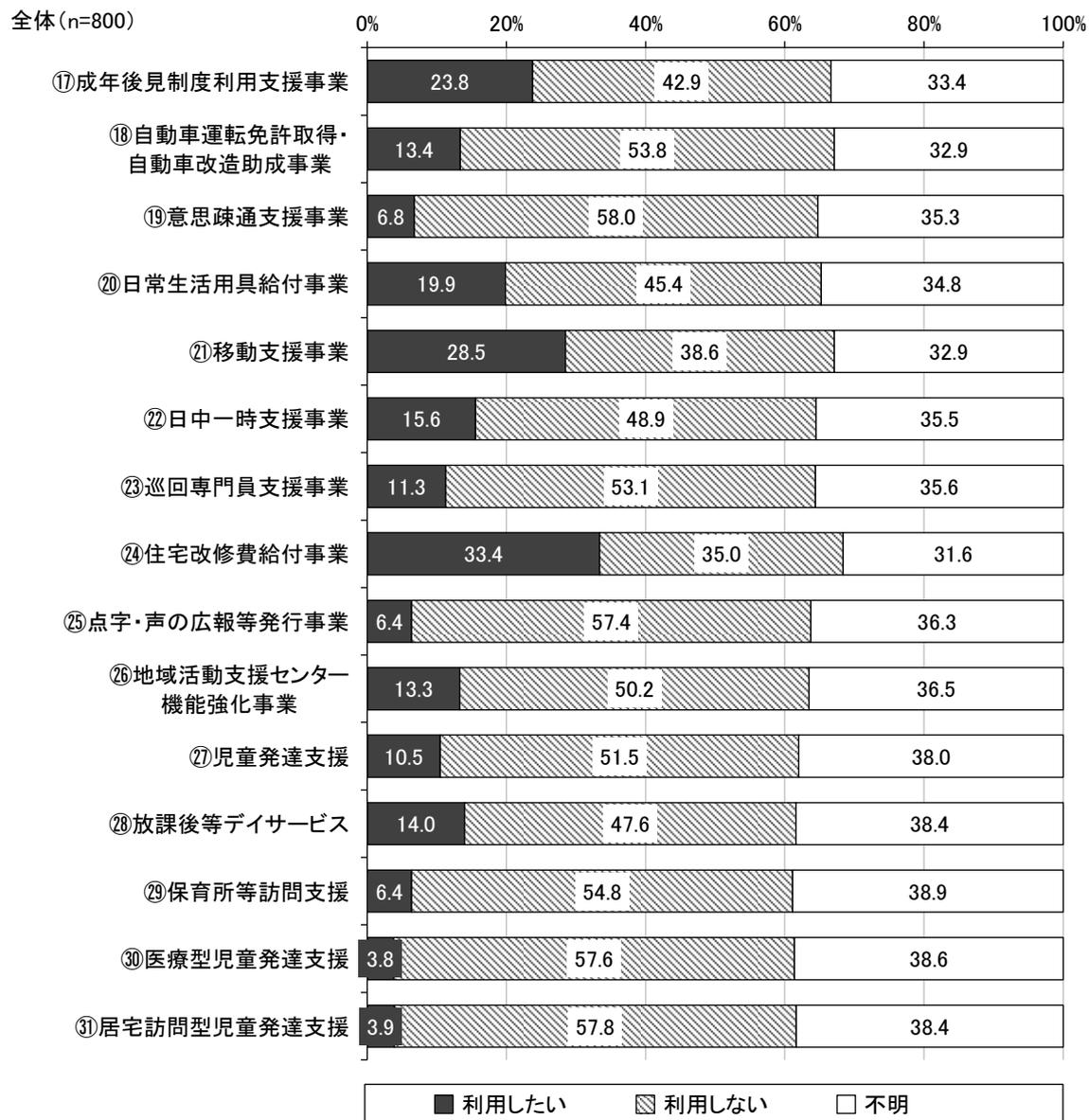
◆サービスの今後の利用意向について。

サービスや地域生活支援事業等の利用意向についてみると、[⑮相談支援]を除くすべての項目で「利用しない」が「利用したい」を上回っています。また、[⑮相談支援]で「利用したい」が4割半ば、[⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練）][⑫短期入所（ショートステイ）][⑳移動支援事業]で約3割、[⑯補装具の交付][㉑住宅改修費給付事業]で3割台となっています。

【今後利用したいか《サービスの利用意向》】



【今後利用したいか《サービスの利用意向》】

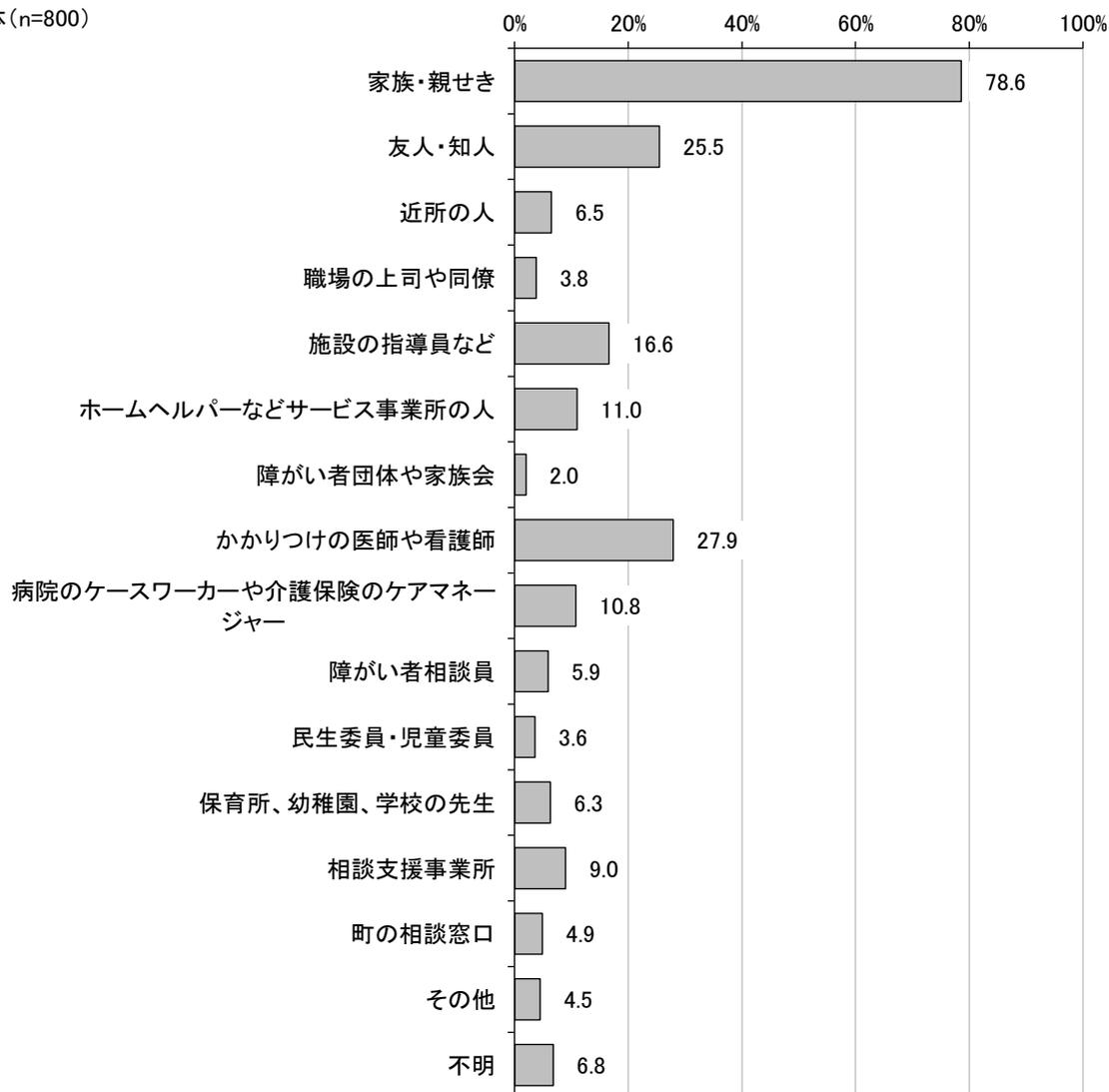


(6) 相談相手について

◆あなたは、普段悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

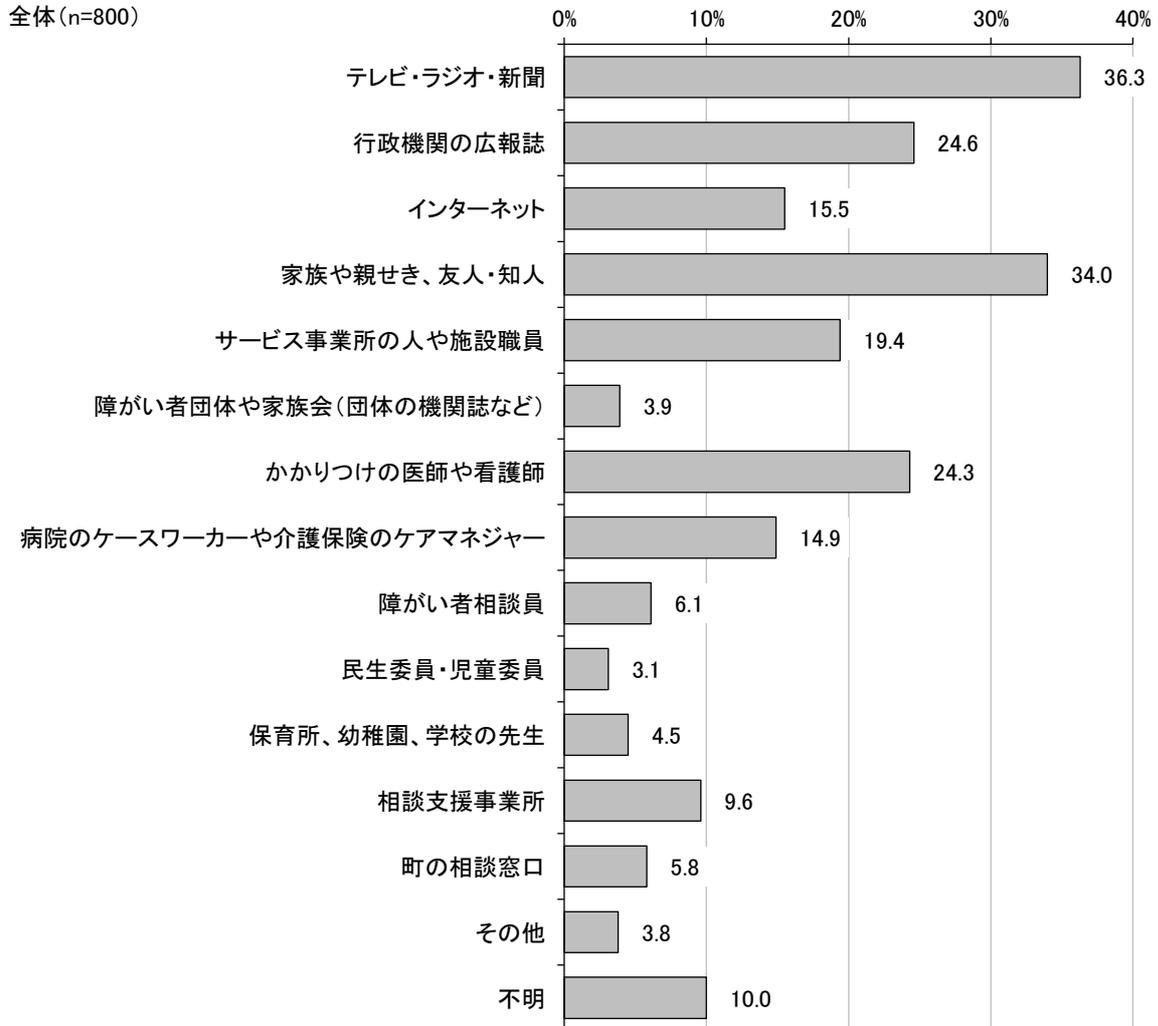
悩みや困ったことの相談相手は、「家族・親せき」が 78.6 %と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 27.9 %、「友人・知人」が 25.5%、「施設の指導員など」が 16.6%となっています。

全体(n=800)



◆あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先についてみると、「テレビ・ラジオ・新聞」が36.3%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が34.0%、「行政機関の広報誌」が24.6%となっています。



(7) 災害時の避難等について

◆あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。

火事や地震などの災害時に一人で避難できるかについてみると、「できない」が42.1%と最も高く、次いで「できる」が29.1%、「わからない」が23.4%となっています。

年齢別にみると、30～79歳では「できる」、それ以外の区分では「できない」が最も高くなっています。

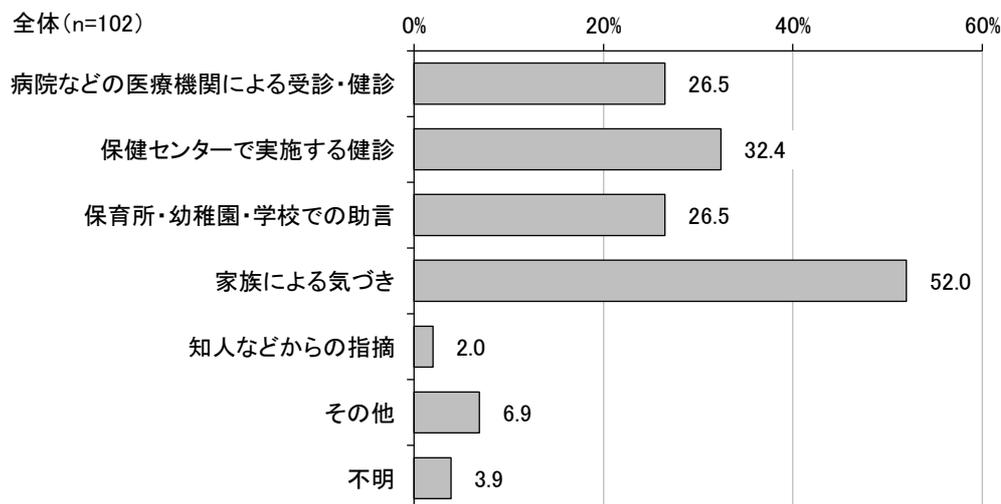
また、障がいの種類別にみると、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「できる」、それ以外の区分では「できない」が最も高くなっています。

単位：%		できる	できない	わからない	不明
全体 (n=800)		29.1	42.1	23.4	5.4
年齢別	0～19歳 (n=110)	14.5	57.3	27.3	0.9
	20～29歳 (n=37)	18.9	62.2	16.2	2.7
	30～39歳 (n=33)	36.4	33.3	30.3	0.0
	40～49歳 (n=66)	39.4	31.8	21.2	7.6
	50～59歳 (n=64)	32.8	31.3	28.1	7.8
	60～69歳 (n=84)	47.6	25.0	25.0	2.4
	70～79歳 (n=180)	37.2	36.7	21.1	5.0
	80～89歳 (n=140)	23.6	45.7	26.4	4.3
	90～99歳 (n=54)	9.3	72.2	9.3	9.3
	100歳以上 (n=3)	0.0	66.7	33.3	0.0
障がいの種類別	身体障害者手帳 (n=514)	30.5	43.0	21.4	5.1
	療育手帳 (n=140)	14.3	60.0	22.9	2.9
	精神障害者保健福祉手帳 (n=94)	39.4	25.5	29.8	5.3
	その他 (n=145)	17.2	59.3	20.7	2.8

(8) 障がい児等支援について

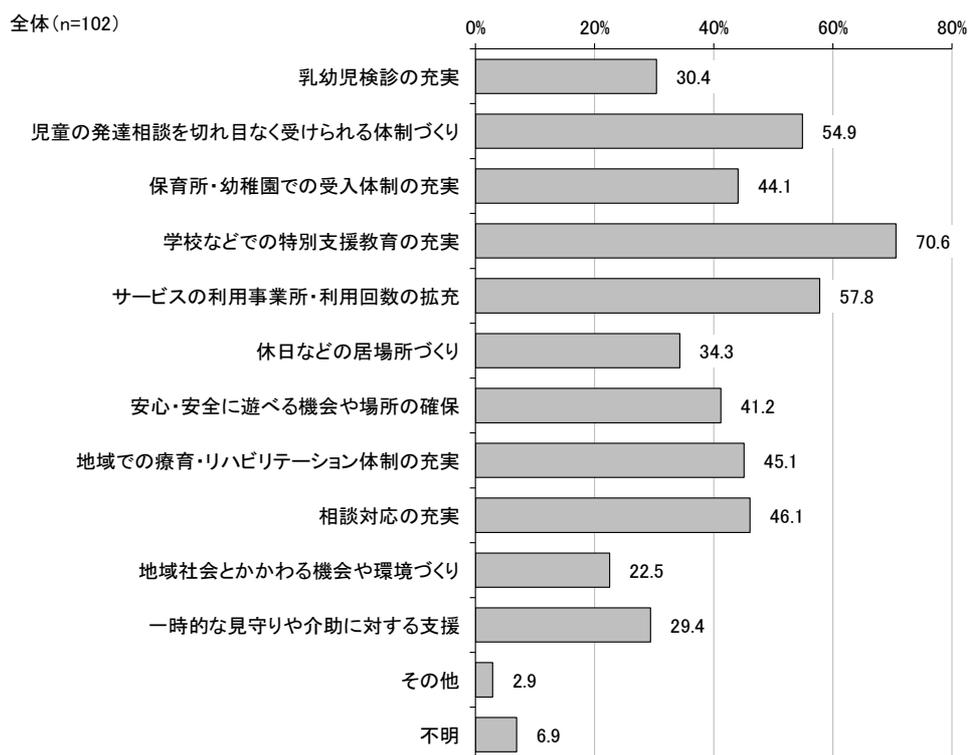
◆お子さんの発達の不安や障がいについて、気づいたきっかけは何ですか。

お子さんの発達の不安や障がいについてみると、「家族による気づき」が52.0%と最も高く、次いで「保健センターで実施する健診」が32.4%、「病院などの医療機関による受診・健診」「保育所・幼稚園・学校での助言」が26.5%となっています。



◆発達に関する不安や障がいのある子どものために、特に重要だと思うことは何ですか。

発達に関する不安や障がいのある子どものために、特に重要だと思うことについてみると、「学校などでの特別支援教育の充実」が70.6%と最も高く、次いで「サービスの利用事業所・利用回数の拡充」が57.8%、「児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制づくり」が54.9%となっています。



3 事業者アンケート調査結果からみる状況

アンケートの概要

●アンケート調査の目的

障がい福祉サービス等を実施している 25 の事業者にサービス提供の現状や課題などについて意見をうかがい、計画策定に役立てることを目的に実施しました。

●調査概要

◇調査対象者：石井町の障がい福祉サービス提供事業者

◇調査期間：令和5年9月22日～令和5年10月6日

◇調査方法：郵送配布・郵送回収

◇回答者数：14 事業所

◇回収率：56%

(1) サービスの提供体制について

◆円滑な事業運営を進めていく上で、課題はどのようなことですか。

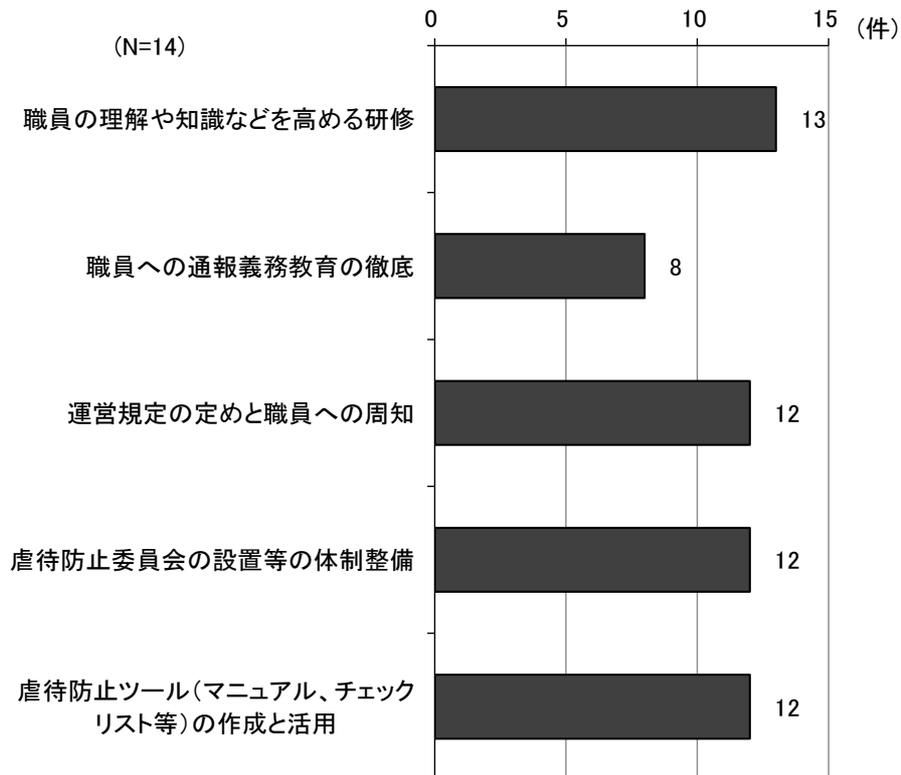
円滑な事業運営を進めていく上で、課題はどのようなことかについてみると、「職員の確保が難しい」が 11 件と最も多く、次いで「職員の資質向上」「事務作業量増大への対応」が 5 件、「行政等関係機関との連携」が 3 件となっています。



(2) 虐待防止について

◆虐待防止のため、どのような体制づくりに取り組んでいますか。

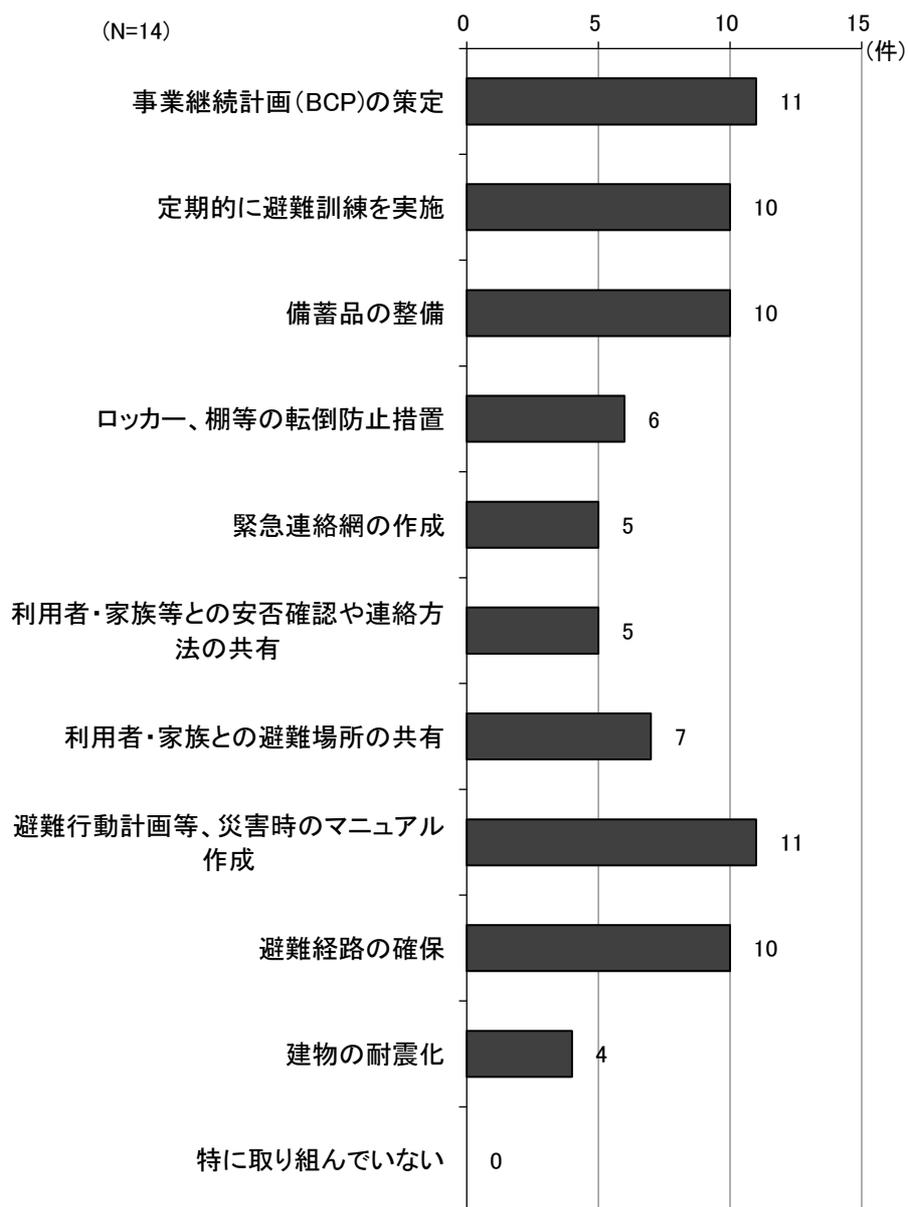
虐待防止のため、どのような体制づくりに取り組んでいるかについてみると、「職員の理解や知識などを高める研修」が13件と最も多く、次いで「運営規定の定めと職員への周知」「虐待防止委員会の設置等の体制整備」「虐待防止ツール（マニュアル、チェックリスト等）の作成と活用」が12件となっています。



(3) 災害対応について

◆貴事業所では災害時の対策についてどのような取り組みをしていますか。

貴事業所では災害時の対策についてどのような取り組みをしているかについてみると、「事業継続計画（BCP）の策定」「避難行動計画等、災害時のマニュアル作成」が 11 件と最も多く、次いで「定期的に避難訓練を実施」「備蓄品の整備」「避難経路の確保」が 10 件となっています。



4 課題の整理

障がいに対する理解や配慮の促進

障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら暮らしていくためには、地域の障がいに対する理解が重要ですが、当事者アンケート調査では、4割以上の方が「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答されています。

さまざまな障がいについては、特に、小さいころからの福祉教育を充実させることで、正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現に向けた広報・啓発活動や福祉教育の充実が求められます。

生活支援の充実

障がいがあっても住み慣れた地域で暮らせるよう、障がい福祉サービス等各種サービスの充実、グループホームなど、障がいのある人への多様な住まいの充実が求められます。

サービスの安定的な供給や拡充には、人材の確保が欠かせませんが、事業所へのアンケート調査では、事業運営上の課題として「職員の確保が難しい」と回答された事業所が多くあり、人材不足の深刻さがうかがえます。

福祉人材の確保や定着に向けて、学校に対する福祉教育の充実、地域と事業所の交流を通じた職業への理解促進など、障がい福祉サービスに携わることへの関心を育むとともに、事業所等と連携した相談・定着支援等の体制充実が求められます。

安心して生活する環境の整備

障がいのある人への虐待や孤独死等の問題を防ぐためにも、地域と連携した見守りの充実が重要となります。民生委員児童委員協議会や地域福祉連絡協議会等の既存の団体や各事業所等とも連携した、見守り活動への理解・協力の促進や充実が求められます。

災害時の避難について、当事者アンケート調査では、一人で避難ができない人が約4割に達しています。障がいのある人を含めた避難行動要支援者については、令和3年の災害対策基本法の改正により、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされており、本町においても、事業者や地域住民と連携して、障がいのある人の避難支援体制の整備に取り組むことが求められます。

障がい児支援の充実

近年、支援が必要な子どもが全国的に増加しており、当事者アンケート調査では、「発達に関する不安や障がいのある子どものために、特に重要だと思うこと」という問いに対して、「学校などでの特別支援教育の充実」や「サービスの利用事業所・利用回数の拡充」「児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制づくり」を望む声が特に多い結果となっています。

発達相談や乳幼児健診、また保育所や学校等の連携により、発達の遅れや障がいに早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりが求められるとともに、身近な地域で希望する支援や療育等を受けることができるよう、事業所等と連携しながらサービスの提供体制の確保・充実に取り組むことが求められます。

多様な社会参加への支援

障がいのある人の就労の促進に向けては、障害者雇用促進法の改正により、週 10 時間以上 20 時間未満で働く方についても法定雇用率の算定対象とする見直しが行われたほか、法定雇用率の段階的な引き上げの決定等の法整備が行われていますが、厚生労働省が発表した「令和 4 年障害者雇用状況の集計結果」によると、民間の法定雇用達成企業の割合は 48.3%と半数以下になっており、全国的に課題がみられます。

当事者アンケート調査では、「障がいのある方が働きやすい環境には、どのようなことが必要だと思うか」という問いに対して、「職場（会社など）の障がい者理解」や「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」を求める声が多い結果となっています。

障がいがあっても一人ひとりが能力を発揮し、働くことができる環境の整備に向けて、ハローワークや生活支援センター等の関係機関と連携し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努めるとともに、就労先への障がいに対する理解・啓発を図ることが求められます。

また、社会参加を就労のみにとらえず、趣味や文化芸術活動、スポーツ、地域活動やボランティアなど、障がいの有無にかかわらず、地域や社会とさまざまな接点を持ち、喜びや楽しみを共有し、認め合い支えあうことができるよう、地域のさまざまな団体等と連携し、障がいのある人の社会参加を促進する取り組みの充実が求められます。

第3章

計画の方向性

1 基本理念

本町では、平成10年3月より「石井町障害者福祉計画」を策定し、障がい福祉の充実・推進を図ってきました。

その後、平成30年3月には、ノーマライゼーションの一層の推進や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で助け合い支えあいながら暮らす地域共生社会の実現をめざすため、基本理念を「地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり」とした、「第3期石井町障がい者計画・第5期石井町障がい福祉計画・第1期石井町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策全般を町内で一体的に推進してきました。

本計画では、基本理念を今後も引き継がれるべき普遍的な目標として捉え、前回計画と同様、「地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり」を本計画の基本理念として掲げます。

【本計画の基本理念】

地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり

障がいのある人も
ない人も



障がいの有無にかかわらず
誰もが尊重される、差別の
ない地域

ともに生き



住み慣れた場所で生きがい
を持って暮らせる、助けあ
える社会

支えあう



一人ひとり個性や違いを認
めあい、信頼し、支えあう
ことができる地域

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の基本目標を設定し、さまざまな角度から地域生活を支援する取り組みを推進します。

基本目標1 切れ目のない支援の充実

乳幼児期から高齢期へと移行するなかで、子育て、教育、就労、介護のように関わる制度や支援体制が変わる一方で、本人や家族の生活に切れ目はなく、一貫した支援が重要となります。

そのため、障がいのある人がライフステージを通じて適切な支援を受けることができるよう、保健・福祉・教育、雇用等の各関係機関との連続的な連携を図り、本人や家族等に寄り添った切れ目のない横断的な支援の充実を図ります。

基本目標2 自立と社会参加の促進

発達の遅れや障がいのある子どもが自分の資質を伸ばして健やかに成長できるよう、関係機関が連携して、障がいの早期発見に努め、一人ひとりの状況に応じた効果的な療育と学習支援を実施します。

また、多様な形態の就労の機会や場の確保、職場環境における配慮の啓発など、行政や地域、企業が連携して、障がいのある人の自立した生活を地域で支える体制づくりを推進します。

さらに、障がいの有無に関わらず、経済、文化、スポーツなどあらゆる分野の活動に積極的に参加し、生涯を通じて充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。

基本目標3 誰もが安心して共に暮らせるまちづくり

障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが安心して共に暮らすことができるよう、障がいや障がいのある人への理解を進めるための幅広い啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、公共施設や道路のバリアフリー化などの生活環境の整備を図り、福祉のまちづくりを推進します。

また、一人ひとりが十分に備えるとともに、地域で協力して防災、防犯対策に取り組む体制をつくり、災害時や緊急時でも安心・安全の暮らしが確保されるよう努めます。

3 分野別施策

基本目標の実現に向けて、以下のような分野ごとの施策を設定し、さまざまな角度から地域生活を支援する取り組みを推進します。

施策1 保健・医療

保健や医療について安心して生活ができるよう、適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実や障がいの原因となる疾病などの予防の充実を図ります。

施策2 教育・社会参加

一人ひとりの障がいの状況に応じた特別支援教育を推進するとともに、学校を通じて障がいのある子どもとない子どもが交流する機会や障がいについて学ぶ機会の充実を図り、お互いの個性や強みを認め合う、多様性と包摂性に富んだ子どもの育成を図ります。

また、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、交流活動など参加機会の充実を図ります。

施策3 雇用・就業

障がいのある人が適性と能力に応じて、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、多様な就労機会や場の確保を推進します。

施策4 広報・啓発

障がいのある人への差別や偏見のない共生社会を実現するために、すべての町民が障がいのある人への理解を深め、心のバリアフリーの実現を推進します。

施策5 安全・安心

災害時などにも不安を感じることなく、安全に安心して生活できる環境づくりを進めます。

施策6 生活環境

障がいのある人が地域社会で積極的に社会・経済活動に参加できるよう、障がいのある人が外出しやすい環境をつくるため、バリアフリー化を推進します。

施策7 差別の解消および権利擁護

障がいのある人が社会参加をする際に妨げとなることがないように、差別の解消、障がいのある人への虐待の防止、障がいのある人の権利擁護を推進します。

施策8 地域生活支援

障がいのある人が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実、住宅や生活施設の確保、生活安定のための経済的支援などサービスの充実を図ります。

また、一つの家庭で複合的・多発的な課題が生じている等の困難事例にも対応できるよう体制の充実に努めるとともに、障がいのある家族を支える介助者や保護者に向けた相談等支援体制の充実に取り組みます。

4 体系図

基本理念	基本目標	分野別施策	取り組み
地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり	基本目標 1 切れ目のない支援の充実	施策 1 保健・医療	(1) 疾病の予防と早期発見・早期対応
			(2) 療育体制の充実
			(3) 保健・医療環境の充実
			(4) 精神保健・医療の充実
			(5) 医療的ケア児等への支援の充実
	基本目標 2 自立と社会参加の促進	施策 2 教育・社会参加	(1) 学校教育の充実
			(2) 交流・ふれあいの場の充実
			(3) 文化活動・スポーツ活動等の充実
			(4) ボランティア活動の支援
	基本目標 3 誰もが安心して共に暮らせるまちづくり	施策 3 雇用・就業	(1) 雇用・就労支援の拡充
		施策 4 広報・啓発	(1) 広報・啓発の推進
			(2) 情報提供の充実
	基本目標 3 誰もが安心して共に暮らせるまちづくり	施策 5 安心・安全	(3) コミュニケーション支援の充実
			(1) 防災対策の推進
	基本目標 3 誰もが安心して共に暮らせるまちづくり	施策 6 生活環境	(2) 防犯・交通安全対策の充実
			(1) 移動や外出への支援の充実
基本目標 3 誰もが安心して共に暮らせるまちづくり	施策 7 差別の解消および権利擁護	(2) 住宅環境の整備	
		(1) 障がいを理由とする差別の解消	
基本目標 3 誰もが安心して共に暮らせるまちづくり	施策 8 地域生活支援	(2) 権利擁護の推進	
		(1) 相談体制の充実	
		(2) 福祉サービスの充実	
		(3) 地域生活支援事業の充実	
		(4) 地域生活への移行支援の充実	
基本目標 3 誰もが安心して共に暮らせるまちづくり	施策 8 地域生活支援	(5) 介助者等への支援の充実	
		(5) 介助者等への支援の充実	

第4章

障がい者計画

1 保健・医療

主な取り組み

(1) 疾病の予防と早期発見・早期対応

広く町民の健康づくりに取り組むとともに、障がいの原因となる生活習慣病等の疾病の予防や早期発見・重症化予防に取り組みます。

施策名	内容
健康診査等の充実	健康診査等を充実し、生活習慣病など障がいにつながる病気の早期発見、早期治療を推進します。また、保健師及び管理栄養士の指導による改善を図ります。
健康づくりの推進	生活習慣病の予防やそれに伴う障がいの悪化を防ぐ観点から、保健師及び管理栄養士による対象者にあつた健康管理のための食生活の改善や運動の提案等の相談・支援を実施します。また、取り組みやすい健康増進に向けた施策の充実を図ります。
疾病予防の推進	障がいの発生原因となる疾病の知識を町民へ周知し、障がいの発生原因となる疾病予防を推進します。
専門性の向上の推進	支援にあたる専門職の確保、保健指導の各種ツールや研修を積極的に活用し、専門性の向上に努めます。
早期支援につながる支援機関の周知	障がい者支援に関する各専門機関と連携を図るとともに、早期支援につながるよう、支援機関の利用について周知します。

(2) 療育体制の充実

発達相談や乳幼児健診、また保育所等や幼稚園、学校等との連携により、発達の遅れや障がい
に早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりに努めます。

施策名	内容
速やかで適切な療育支援体制の推進	早期に障がいに応じた療育を行うことができるよう、乳幼児健診等の充実と関係機関の連携強化に取り組み、速やかで適切な療育支援体制を推進します。
障がい児保育の充実	保育所等において、専門的な知識を有する支援員による訪問支援や巡回支援を実施することにより、発達の遅れや障がい に早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりを進めるとともに、集団生活の場における必要な配慮等について助言、また適切な関わり方等の指導を行います。また、障がい児保育に必要な保育士の配置に努めます。
切れ目のない支援体制の構築	地域で切れ目のない一貫した支援を提供するため、保健、医療、福祉、教育機関等による支援体制を継続します。
相談支援体制の充実	子育て・保健・教育等の関係機関と連携し、発達に不安のある子どもや障がいのある子どもの保護者、家族への適切な情報提供に努めるとともに、関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 保健・医療環境の充実

障がいのある人が安心して生活することができるよう、自立支援医療等の給付を行うとともに、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関とも連携しながら体制の充実に努めます。

施策名	内容
自立支援医療等の医療費の公費負担・助成制度等の周知	障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、医療機関等と連携しながら、自立支援医療等の医療費の公費負担・助成制度等について周知を図ります。
地域の医療機関との連携	障がいのある人の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努め、医療機関に関する情報提供を行います。

(4) 精神保健・医療の充実

精神障がいの早期受診・早期治療に向けた相談支援や啓発に取り組むとともに、広く、住民に対してこころの健康づくりに取り組みます。

施策名	内容
早期受診・早期治療や相談の充実	保健、福祉、医療機関や地域と連携し、精神保健に関する正しい知識を周知し、専門医療機関への早期受診・早期治療につながるよう支援します。また、精神障がいのある人に継続的な治療や相談の充実を図り、病気の軽減や社会復帰を支援するとともに、介護者の負担軽減のための体制づくりを推進します。

(5) 医療的ケア児等への支援の充実

医療的ケア児等、専門的な支援が必要な人に対し、専門機関、広域でも連携しながら支援体制の充実に努めます。

施策名	内容
医療的ケア児等への支援の推進	地域で安心して生活を送れるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置や関係機関との連携支援体制を構築し、障がい福祉サービスの利用促進や相談等の支援を推進します。

2 教育・社会参加

主な取り組み

(1) 学校教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、それぞれの状況に応じて、合理的配慮を受けながら最適な環境で学ぶことができるよう、特別支援教育等の推進や教育環境の充実を図ります。

施策名	内容
切れ目ない支援体制の構築【再掲】	地域で切れ目のない一貫した支援を提供するため、保健、医療、福祉、教育機関等による支援体制を継続します。
特別支援教育等の推進	<p>特別支援コーディネーター等を活用した支援体制の充実を図り、継続的な教育相談、教育委員会や各関係機関における情報交換等を通じて、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導や必要な支援を行います。</p> <p>障がい（知的、情緒、肢体不自由等）がある子どもが、一人ひとりの状況に応じた環境で教育が受けられるよう、「石井町教育支援委員会」にて、教育的判別、相談及び啓発を継続します。</p> <p>「石井町特別支援連携協議会」にて、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等を含めた支援を要する子どもたちに対する支援体制の推進や整備を継続します。</p>
不登校児童生徒等への支援の充実	障がいに起因すると考えられる不登校や引きこもり等への対応について学校等と連携し、支援の充実を図ります。
インクルーシブ教育の推進	障がいの有無に関わらず、可能な限り同じ場で共に学ぶことができるよう、多様な学びにおける支援の充実を図るとともに、教育の場において一人ひとりの障がいの状態に応じた合理的配慮の提供に努めます。また、特別支援教育支援員の配置を継続します。
教員や関係者の資質の向上	「石井町特別支援連携協議会」実務者会や県の実施する研修への参加を通じて、教員の専門性を高め、資質の向上に努めます。

(2) 交流・ふれあいの場の充実

障がいがあっても地域の中で認め合い支えあいながら生活できるよう、地域活動や交流の機会の充実に取り組みます。

施策名	内容
地域活動への参画の促進	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。
学校等と連携した福祉教育の推進	障がいへの理解を深めるために、障がいのある人との交流や福祉体験学習等を通じて、子どもの頃から福祉の心を育み、学ぶことができるよう福祉教育の充実に努めます。

(3) 文化活動・スポーツ活動等の充実

心身の健康増進にもつながるスポーツについて、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりに努めるとともに、文化芸術活動についても、読書環境の充実や文化活動への参加、発表の機会の拡大に努めます。

施策名	内容
スポーツ行事への参加の促進	スポーツを通じて障がいのある人の生きがいづくりや体力の維持、機能回復の向上を図るため、スポーツ活動の促進と施設の充実を図ります。
読書環境の充実	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての人を読書を楽しむことができるよう図書館などとのネットワーク化を図り、点字図書等の充実に努めます。
文化芸術活動の促進	関係団体等と連携を図りながら、講座の開催、サークル活動等、障がいのある人の文化芸術活動に関する情報提供や参加の促進を図ります。

(4) ボランティア活動の支援

障がいがあっても、それぞれの希望に応じてボランティア活動に参加することができるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携した支援に取り組みます。

施策名	内容
ボランティア団体等への支援	ボランティア活動は福祉の向上に欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、石井町社会福祉協議会等の関係機関と協力して、ボランティア団体等の育成を図るとともに、その活動を支援します。また、障がいのある人もボランティアに参画できるよう、情報提供や相談等の支援を推進します。

3 雇用・就業

主な取り組み

(1) 雇用・就労支援の拡充

雇用・就労機会の拡充に向け、本町における障がい者雇用の推進に取り組むとともに、広く、一般企業に対して障がい者雇用の拡大に向けた啓発等に取り組みます。

施策名	内容
就労支援の推進	障がいのある人が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう、障害者就業・生活支援センター等の専門機関の周知を図るとともに、就労にブランクのある人等を含め、障がいのある人が職場に適応・定着できるための支援を行います。
障がい者雇用に関する相談等支援の充実	障がいのある人の適切な雇用を確保するため、就労前から就労後にわたる相談支援体制の充実や企業等に対してトライアル雇用やジョブコーチ等の各種制度の情報提供を推進し、利活用の促進を図ります。
就労に係る合理的配慮の普及	令和6年4月から合理的配慮の提供が民間事業者も義務化するのに際し、雇用・就労の場面においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。本町に立地する企業等においても、適切に配慮が提供されるよう、商工会等の関連機関とも連携した広報・啓発に取り組みます。
雇用機会の拡大と工賃の向上	障がいのある人の雇用機会の拡大と工賃の向上を図るため、町から障がい者就労施設等への優先的な発注の拡大を推進するとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。

4 広報・啓発

主な取り組み

(1) 広報・啓発の推進

障がいの正しい理解の促進に向けて、広報誌やホームページを通じた広報・啓発を推進するとともに、講演会等や福祉教育等の機会の充実に努めます。

施策名	内容
広報啓発の推進	地域住民の障がいへの理解を促進するため、広報いしい、いしい情報室、ホームページ、いしいアプリ等を通じた広報啓発を推進します。また、障がいのある人との交流など、障がいを理解するための機会の充実に努め、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。
研修や講演会の周知と内容の充実	すべての町民に対し障がいの理解・認識を深めるため、障がいに関する研修や講演会の開催等、福祉教育の機会を設け周知を図るとともに、内容の充実に努めます。
各種団体活動の広報の充実	障がいのある人の団体や福祉団体等が行う活動等の情報収集に努め、その広報・周知を支援します。
福祉職の魅力発信	学校や事業所と連携し、障がいのある人とふれあい、多様な個性や魅力を感じられる機会の確保・充実に努めるとともに、様々な媒体を活用して福祉職の魅力をPRすることで、福祉職への興味・関心の向上に努めます。

(2) 情報提供の充実

障がいのある人が、障がい福祉サービス等の必要な情報を入手できるよう、障がいに配慮した情報提供に取り組みます。

施策名	内容
情報提供の充実	障がい福祉制度の改正等、国の動向を踏まえながら、障がいのある人やその家族などが必要とする情報についての的確に提供をするため、広報誌、ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用した情報提供の充実に努めます。また、情報提供を行う際には、障がいのある人に配慮したわかりやすい情報の提供に努めます。
情報のバリアフリー化の推進	手話通訳者の設置・派遣や情報・意思支援用具の支給などを通じて情報等のバリアフリー化を進めます。

(3) コミュニケーション支援の充実

令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も踏まえ、障がいのある人の意思疎通や意思決定に関する支援の充実を図ります。

施策名	内容
窓口における配慮の推進	窓口において、一人ひとりの障がいの状況に応じたコミュニケーションを行う等、障がいに配慮した取り組みを進めます。また、職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
コミュニケーション支援の検討	意思疎通を図ることが難しい聴覚障がいのある人等のコミュニケーション支援のため、手話通訳者・要約筆記者の派遣や点訳・音訳等による意思疎通支援を行います。
コミュニケーション支援のボランティア育成の推進	手話通訳や要約筆記を行うボランティア（奉仕員）を育成するため、研修講座を開催するとともに、育成したボランティアの活動支援に対する取り組みを推進します。

5 安心・安全

主な取り組み

(1) 防災対策の推進

地域や事業所等と連携し、支援が必要な人の情報共有を進め、災害時にも安心して避難できる避難所の確保を推進します。

施策名	内容
防災対策の充実	災害時における避難活動をはじめ、安全で住み良い、災害に強いまちにするため、自治会や消防団組織等と連携して、地域住民を主体とした自主防災活動の強化を図ります。また、平時より地域や関係機関と防災訓練を実施して、防災意識を高めます。
避難支援体制の充実	災害発生時における避難行動要支援者の安全かつ的確な避難のため、地域や事業所等と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である個別避難計画の策定を推進します。
障がいのある人の避難場所の確保	障がいに配慮された避難所設備の充実に努めるとともに、地域の障がい者関連施設等と連携して、災害発生時の障がいのある人の避難場所の確保に努めます。また、避難場所での合理的配慮の提供に努めます。

(2) 防犯・交通安全対策の充実

障がいのある人を犯罪被害や交通事故から守り、安心安全に暮らせるよう、防犯対策の充実や交通安全対策を推進します。

施策名	内容
犯罪被害予防の推進	障がいのある人が犯罪被害にあわないよう、警察や自治会などと連携しながら、地域の共助による防犯対策の強化を図るとともに、広報誌やホームページを活用し、必要な情報提供に努めます。
交通安全施策の充実	障がいのある人が交通事故などにあうことがないよう、住民、地域、各種団体の連携・協働による安心安全なまちづくりのため、交通安全施策を推進するとともに、交通安全運動を実施し、交通安全の確保に努めます。

6 生活環境

主な取り組み

(1) 移動や外出への支援の充実

障がいのある人の社会参加の促進に向けて、事業所とも連携した移動や外出への支援を推進するとともに、障がいのある人が使える制度の周知・普及に取り組みます。

施策名	内容
外出支援サービス等の提供	障がいのある人の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実を図ります。また、自動車運転免許の取得費用や身体障がいのある人が自ら所有し運転する車の改造費用の一部を助成します。
公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の推進	「バリアフリー新法」に基づき、公共施設等の段差の解消や手すりの設置、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など、誰もが安全で快適に通行できるように、バリアフリー化を図ります。
移動手手段の充実	障がいのある人のニーズを踏まえ、鉄道やバス会社等に対し、既存路線の維持等について要望し利便性の向上に努めます。

(2) 住宅環境の整備

障がいのある人の地域生活を支えるために、町営住宅の整備や住宅改修などへの適切な助成を推進します。

施策名	内容
住宅環境の整備	障がいのある人を含むすべての人が暮らしやすい環境に配慮した町営住宅の整備に努めます。
住宅改修・改造助成制度の充実と周知	障がいのある人の自立した生活の維持・促進、介護者の負担の軽減を図るため、住宅改修・改造助成制度の充実と周知を推進します。

7 差別の解消および権利擁護

主な取り組み

(1) 障がい理由とする差別の解消

共生社会の推進には、一人ひとりが障がいについて正しく理解し、差別や偏見を解消することがとても重要です。合理的配慮や障がいの理解促進に向けた広報・啓発を推進します。

施策名	内容
広報・啓発の推進	障がいに対する正しい理解の促進に向けて、多様な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、毎年12月3日から12月9日までの「障がい者週間」を中心に、障がいに関する理解を深めるための取り組みを推進します。
合理的配慮の普及	令和6年4月から合理的配慮の提供が民間事業者も義務化するのに際し、民間企業での雇用や店舗での接客等においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。地域や学校、事業者等において合理的配慮について正しく理解できる機会の充実を図ります。

(2) 権利擁護の推進

障がいのある人の権利擁護に向けて、虐待防止、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利活用促進に取り組めます。

施策名	内容
虐待防止の推進	障がい者虐待に関する相談窓口の周知を図り、虐待防止及び早期発見・対応に努めます。
権利擁護関連制度の周知・利用促進	判断能力に不安のある知的障がいや精神障がいのある人の財産等を守る成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）等の権利擁護関連制度について、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、周知と利用促進に努めます。
成年後見制度の利用者への適切な支援	成年後見制度利用支援事業として、対象となる障がいのある人が成年後見制度を利用する際、適切な支援を行います。

8 地域生活支援

主な取り組み

(1) 相談体制の充実

障がいのある人の困りごとや悩みに対し、適切に対応できるよう、事業所や民生委員児童委員とも連携した相談支援体制の充実に取り組みます。また、障がい福祉サービス等の必要な情報を入手できるよう、障がいに配慮した情報提供に取り組みます。

施策名	内容
発達相談支援の充実	発達障がい者（児）に対する相談支援の充実に努めるとともに、必要な障がい福祉サービス等を利用できるよう相談支援事業所と連携し、個別に検討していきます。
障がい者相談員の確保と資質の向上	障がい者相談員の確保に向けて、関係団体等との連携を強化するとともに、その資質向上を図るため、県などが開催する各種研修や講習会への参加を促し、専門性の高い相談員の育成を推進します。
民生委員児童委員の理解促進	身近な相談先である民生委員児童委員が、障がいのある人の相談に的確に対応できるよう、必要な情報の提供や活動の支援などに努めます。
相談支援事業の充実	基幹相談支援センターを中心として、障がいのある人の相談指導や情報提供など、適切な相談支援が実施できる体制の充実・強化を図ります。
人材の育成と確保	相談支援に関わる人材の確保と資質向上に向けて、協議会を活用した研修の実施や国・県が実施する研修の積極的な情報提供を図ります。

(2) 福祉サービスの充実

地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な障がい福祉サービス等の提供に取り組みます。

施策名	内容
障がい福祉サービスの提供体制の充実	障がいのある人が状況に応じて自立した生活ができるように支援するとともに、家族の負担が軽減できるよう、障がい福祉サービスの周知に努め、サービスの提供体制の充実を相談支援事業所等とも連携して推進します。
訪問系サービスの実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのサービスを障がいの種別や程度により適切に提供します。
日中活動系サービスの提供	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。
居住系サービスの充実	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保を推進します。
手当等の適切な支給の推進	地域で安定した安心な生活を送れるよう、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や医療費の助成などを行います。
サービスを支える人材確保の推進	サービスを安定して供給していくために、広域でも連携し人材の確保や育成に努めます。

(3) 地域生活支援事業の充実

障がいのある人の地域生活を支援できるよう、日常生活用具の給付を行うとともに、障がいのある人の介助者や家族の休息機会の確保に向けて、日中一時支援の提供に努めます。

施策名	内容
日中一時支援の提供	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援および障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供できるよう努めます。
日常生活用具の給付	障がいのある人の能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、ストーマ（人工肛門）等をはじめとした日常生活用具を給付します。

(4) 地域生活への移行支援の充実

障がいのある人が希望する地域で生活することができるよう、事業所とも連携し、施設や病院からの地域移行に関する支援に取り組みます。

施策名	内容
本人の意向にあった地域生活支援の推進	障がいのある人が、本人の意向による地域での生活を送ることができるよう、相談支援事業所と連携し地域生活への移行に向けた支援の推進や地域で生活する障がいのある人が継続して安心した生活ができるような支援を推進します。

(5) 介助者等への支援の充実

介助者・保護者の負担軽減を図るために、事業所と連携しながら、相談支援やレスパイトサービスの充実、交流機会の充実に取り組むとともに、複合的な課題を抱える家庭に対し、関係機関等と連携した、世帯全体への支援の推進に取り組みます。

施策名	内容
レスパイトサービスの充実	保護者や介助者の負担の軽減を図るため、レスパイト（休息）目的のショートステイや日中一時支援が適切に利用できるよう、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。
困難さを抱える介助者への支援の充実	強度行動障がいのある人がいる家庭や介助する家族の高齢化、それらをはじめ困難となり得る課題を複合的に抱えている家庭などに対し、関係課や関係機関と連携して支援の充実に努めます。
保護者同士の情報交換ができる環境づくりの推進	障がいのある子どもが適切な療育を受けることができるよう、関係機関との連携強化に努め、障がいのある子どもの保護者や家族が情報交換をできる環境づくりを推進します。

第5章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(1) 成果目標等の設定

国の基本指針に基づき、以下の成果目標と活動指標を設定します。

①施設入所者の地域生活への移行等

◆国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行
- ・施設入所者数：令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減

◆町の成果目標

項目	数値	町の考え方
【基準】 施設入所者数（A）	61人	令和4年度末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数（B）	4人	令和8年度末までに6%以上
	7%	(B) / (A)
【成果目標】 施設入所者の削減数（C）	3人	令和8年度末までに5%以上
	5%	(C) / (A)

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町では、「名西郡自立支援協議会」において「精神障がい者支援部会」を設置し、精神障がい者の地域移行及び地域生活継続のための生活全般にわたる支援などに関して、関係機関によるニーズや課題の整理、情報交換や共有、地域課題や社会資源についての検討などを行っています。引き続き、見通しをもって協議を進め、効果的な包括ケアシステムの構築を目指します。

③地域生活支援の充実

◆国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

◆町の成果目標

項目	成果目標	町の考え方
地域生活支援拠点等の整備	実施	面的な整備を基本とし、まずは緊急時の受入れ体制の整備に取り組む
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回以上	年1回以上、前年度の実績等を検証し、運営状況を点検
強度行動障がいを有する方への支援体制の整備	実施	状況や支援ニーズ、課題等について、協議会等で協議し、検討を進める

◆町の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	0回	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加人数	0人	0人	0人	15人	15人	15人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回

④福祉施設から一般就労への移行等

◆国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ①一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
 - ・①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ③就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

◆町の成果目標

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度に福祉施設を退所した一般就労者数
【成果目標】 一般就労移行者数 (B)	2人	令和3年度実績の1.28倍以上
	2倍	(B) / (A)

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数 (B)	2人	令和3年度実績の1.31倍以上
	2倍	(B) / (A)

・就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数 (B)	2人	令和3年度実績の1.29倍以上
	2倍	(B) / (A)

・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 一般就労移行者数 (A)	0 人	令和 3 年度において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数 (B)	2 人	令和 3 年度実績の 1.28 倍以上
	2 倍	(B) / (A)

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	町の考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所数	1 か所	一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 1 か所目指す
	100%	

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	町の考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数 (A)	0 人	令和 3 年度の就労定着支援事業利用者数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数 (B)	2 人	令和 3 年度実績の 1.41 倍以上
	2 倍	(B) / (A)

・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	町の考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所数	就労定着支援事業所の整備、就労定着率が 7 割以上の事業所が全体の 2 割 5 分以上が国の基本指針であるが、現状町内に事業所がないため、目標値は設定しない。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

◆国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ・児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置
- ・全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1カ所以上確保

◆町の成果目標

項目	成果目標	町の考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所	令和8年度末までに、児童発達支援センターを圏域内に少なくとも1カ所以上設置
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）	2カ所	令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を目指す
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	2カ所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各圏域に少なくとも1カ所以上の確保を目指す
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所等の設置数	1カ所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各圏域に少なくとも1カ所以上の確保を目指す

◆町の活動指標

	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（こども支援部会）	有	有	有	有	有	有
医療的ケア児等に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	0人	1人	1人	2人

⑥相談支援体制の充実・強化等

◆国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

◆町の成果目標

項目	成果目標	町の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	名西郡において平成30年に設置済であり、今後もセンターを中心にさらなる支援体制の充実強化を図る
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	協議会を活用し、地域サービス基盤の開発・改善等の検討を行う

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（活動指標のみ）

◆国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

◆町の活動指標

	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県やその他の機関が主催する障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数（延べ人数）	1人	2人	4人	4人	4人	4人

(2) 障がい福祉サービスの見込みと確保方策

①訪問系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	知的障がい者又は精神障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

◆サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/年	1,033	1,036	1,125	1,150	1,175	1,200
	人/年	81	82	82	84	86	88
重度訪問介護	時間/年	117	390	492	530	530	530
	人/年	2	2	3	3	3	3
同行援護	時間/年	287	327	353	355	360	360
	人/年	19	21	23	23	24	24
行動援護	時間/年	224	351	442	445	532	532
	人/年	9	8	10	10	11	11
重度障害者等包括支援	時間/年	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0

◆確保方策

- 訪問系サービスに対するニーズは今後も増加が見込まれることから、制度の周知、情報提供に努めるとともに、サービス提供事業所と連携を通じて、提供体制の整備を図ります。またサービスの適切な利用を図るため、相談支援事業者との連携に努めます。

②日中活動系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられます。
自立訓練（生活訓練）	機能訓練は、身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。利用期限は原則1年6ヶ月です。 生活訓練は、知的障がい者と精神障がい者の生活能力の維持・向上などを行います。利用期限は原則2年間です。
就労選択支援【新規】	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。利用期限は原則2年間です。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者に、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労継続支援B型	この事業には、A型(雇用型)とB型(非雇用型)があります。A型は、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者を対象としており、B型は雇用契約に基づく就労が困難であると見込まれる障がい者を対象としています。
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障がい福祉サービス事業を行う者、医療機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる問題の相談、指導・助言等を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。 また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 (医療型・福祉型)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

◆サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人数/年	108	109	110	112	114	116
	人日分/年	2,105	2,123	2,142	2,180	2,218	2,256
自立訓練 (機能訓練)	人数/年	0	0	0	0	0	0
	人日分/年	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人数/年	4	4	2	3	4	4
	人日分/年	51	117	21	57	76	76
就労選択支援	人数/年				0	5	10
	人日分/年				0	5	10
就労移行支援	人数/年	10	6	2	2	3	3
	人日分/年	70	11	2	10	15	15
就労継続支援 (A型)	人数/年	20	24	28	30	32	34
	人日分/年	314	385	456	480	520	560
就労継続支援 (B型)	人数/年	63	66	70	75	80	85
	人日分/年	981	1,028	1,090	1,125	1,200	1,250
就労定着支援	人数/年	3	3	4	3	3	3
療養介護	人数/年	12	12	13	11	11	12
短期入所 (医療型)	人数/年	0	0	0	0	0	0
	人日分/年	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人数/年	9	9	15	18	21	24
	人日分/年	25	27	49	54	63	72

◆確保方策

- サービス提供事業所との連携を図り、サービス量の確保に努めます。
- 福祉的就労から一般就労への移行を促進するとともに、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用の場の拡大に努めます。
- 令和7年度より、新たに「就労選択支援」のサービスが創設されるため、多様な働き方や障がいのある人の希望や特性に応じた働き方ができるよう、サービス提供事業所の確保とサービスの周知に努めます。

③居住系サービス

◆サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者等が居宅における自立した生活を営むうえでの各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受けて、相談に応じ必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介助、その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◆サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/年	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/年	15	17	19	20	22	24
施設入所支援	人/年	62	61	60	60	59	58

◆確保方策

- 共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援は、障がいのある人の生活の基盤となる住まいとして重要なサービスとなっており、今後も一定の需要が想定されます。
- 現在障がい者入所施設やグループホーム等を利用している方や宿泊型自立訓練を利用している人の利用ニーズを把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤の確保に努めます。

④相談支援

◆サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細い支援を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病棟等からの退所、退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病棟等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病棟からの退所、退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し地域生活を継続して行くための支援を行います。

◆サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	269	271	280	285	290	295
地域移行支援	人/年	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	1	1

◆確保方策

- 利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、各相談支援事業所との連携を図ります。
- 相談支援専門員の質と量の拡充を図ります。

(3) 障がい児福祉サービスの見込みと確保方策

◆サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。
障がい児相談支援	サービス等の利用についての相談及び計画作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細い支援を行います。

◆サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分/年	592	619	632	660	693	726
	利用児童数/年	89	93	95	100	105	110
医療型児童発達支援	人日分/年	0	0	0	0	0	0
	利用児童数/年	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分/年	1,368	1,412	1,565	1,667	1,768	1,869
	利用児童数/年	122	136	155	165	175	185
保育所等訪問支援	人日分/年	3	3	2	2	3	4
	利用児童数/年	10	14	15	15	17	19
居宅訪問型児童発達支援	人日分/年	0	0	0	0	1	1
障がい児相談支援	利用児童数/年	209	225	240	250	260	270

◆確保方策

- 身近な地域で早い段階での支援ができるよう、子育てや保育、教育等の関係する機関等やサービス提供事業所との連携を図り、支援の必要な児童に適切なサービスが提供できるように努めます。

(4) 地域生活支援事業等の見込みと確保方策

① 必須事業

◆理解促進研修・啓発事業

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動を実施し、地域共生社会の実現を図ります。

単位	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	有	有	有

◆自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、当事者および団体の自発的な活動の支援を図ります。

単位	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

◆相談支援事業(障がい者相談支援事業)

障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、その他の障がいサービスの利用に必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のための支援を行います。

単位	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業(実施か所)	3	3	3	3	3	3

◆相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置し、相談支援体制の強化を図ります。

単位	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業(実施か所)	1	1	1	1	1	1

◆相談支援事業(住宅入居等支援事業)

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じてその地域生活を支援する事業ですが、本町における実施はこれまでありません。今後もニーズの把握に努めながら、適切なサービス提供体制の構築を進めます。

◆成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障がいのある人の権利擁護を図ります。

単位	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/年)	1	1	3	3	3	4

◆成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

単位	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

◆意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

単位	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業(件/年)	36	51	50	60	65	70
要約筆記者派遣事業(件/年)	2	2	2	2	2	2

◆日常生活用具給付事業

障がいのある人等に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

単位	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具(件/年)	1	0	0	1	1	1
自立生活支援用具(件/年)	6	5	3	5	5	5
在宅療養等支援用具(件/年)	5	5	5	5	5	5
情報・意志疎通支援用具(件/年)	15	5	5	5	5	5
排せつ管理支援用具(件/年)	768	780	790	800	820	840
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(件/年)	0	0	0	2	2	2

◆手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕(日常生活程度の手話表現技術を習得したもの)の養成研修を行います。

単位	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
修了者数(人/年)	0	0	0	0	10	10

◆移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出を支援し、自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

単位		実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援型	時間/年	987	1,127	1,150	1,200	1,300	1,400
	人/年	20	22	22	24	26	28
車両移送型	時間/年	22	26	26	26	26	26
	人/年	2	2	2	2	2	2

◆地域活動センター機能強化事業

障がいのある人の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生活活動などの機会を提供し、地域社会との交流を促進します。

相談支援事業所等と連携を図り、サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、情報提供や周知に努めます。

単位	実績値			見込み値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施か所	2	2	2	2	2	2
人/年	28	24	20	18	16	14

②任意事業

◆日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び家族の就労支援や一時的な休息の確保を図るため、利用可能施設の情報などの広報を行っていきます。

単位	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所	18	19	20	20	20	20
延べ回数	576	566	540	560	580	600

◆福祉ホームの運営

住居を求めている障がいのある人等に対して、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホーム事業を実施します。

単位	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所	0	0	0	0	0	0
人/年	0	0	0	0	0	0

◆社会参加支援(点字・声の広報等発行)

障がいのある人が住み慣れた地域社会の中で社会に参加できるようにするために点字・声の広報等発行事業などを実施します。

単位	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆社会参加支援(自動車運転免許取得・改造助成)

障がいのある人が住み慣れた地域社会の中で社会に参加できるようにするために自動車運転免許や自動車の改造に要する費用の一部助成を行います。

単位	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	1	2	1	2	2	2

第6章

計画の推進にあたって

1 庁内体制

多岐にわたる分野での対応が求められることから、関係部局との連絡調整を密にし、障がい福祉を担当する部局で進行管理をします。

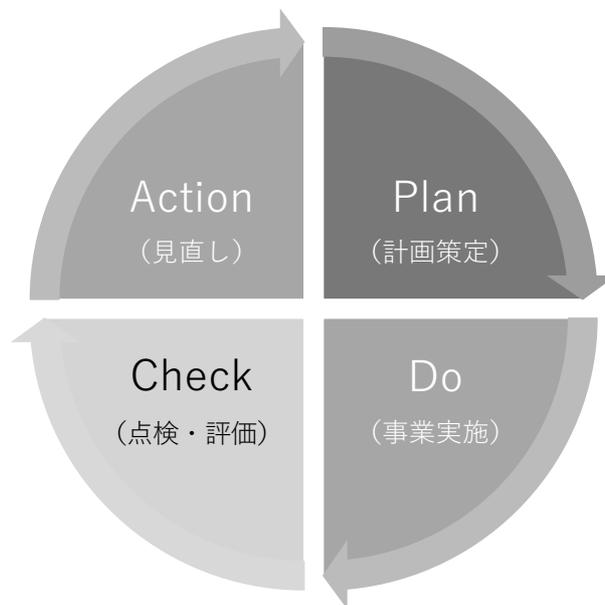
2 庁外体制

計画の目標達成に向けては、諸施策の実施を図るとともに、地域全体で障がいのある人を支える力を高める観点から、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、企業等の連携による支援体制が不可欠であるため、自立支援協議会の機能を強化し、協力を求めています。

3 計画推進・評価体制

計画推進のためには、行政や町民、関係機関・団体等がそれぞれの役割を担い、連携していくこととなります。PDCA サイクルに基づき、「自立支援協議会」が計画の進捗状況と実施状況の点検・評価を行います。

■PDCA サイクル



資料編

1 石井町障がい者計画等策定委員会設置要綱

第4期石井町障がい者計画・第7期石井町障がい福祉計画・第3期石井町障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、第4期石井町障がい者計画・第7期石井町障がい福祉計画・第3期石井町障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の代表者等
- (2) 福祉、医療、保健、教育関係の代表者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

2 この要綱は、計画の策定が完了したときに効力を失う。

2 石井町障がい者計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属	役職	区分	備考
1	井内 宏	石井町身体障害者連合会	会長	障がい者 団体	
2	吉田 眞佐子	石井町手をつなぐ育成会	会長		
3	川島 成太	社会福祉法人 有誠福祉会 名西郡障がい者基幹相談支援センター	センター長	福祉関係	
4	永峰 美恵子	社会福祉法人 カリヨン れもん	総合施設長		
5	木村 勇人	石井町社会福祉協議会	事務局長		副委員長
6	土井 章良	川村医院	院長	医療関係	
7	三ツ川 恵美子	徳島県東部保健福祉局<徳島保健所> こころの健康担当	課長補佐	保健関係	
8	吉本 憲司	石井町校長会	会長	教育関係	
9	平野 忠義	石井町議会文教厚生常任委員会	委員長	学識経験者	委員長

3 策定経過

年月日	内容	備考
令和5年9月8日～ 令和5年9月22日	当事者アンケート調査の実施	
令和5年9月22日～ 令和5年10月6日	事業所アンケート調査の実施	
令和5年11月22日	第1回 石井町障がい者計画等策定委員会	(1) アンケート調査報告について (2) 第4期石井町障がい者計画・第7期石井町障がい福祉計画・第3期石井町障がい児福祉計画について
令和6年2月7日	第2回 石井町障がい者計画等策定委員会	(1) 第4期石井町障がい者計画・第7期石井町障がい福祉計画・第3期石井町障がい児福祉計画（素案）について
令和6年3月12日～ 令和6年3月21日	パブリックコメントの開催	
令和6年3月28日	第3回 石井町障がい者計画等策定委員会	(1) 第4期石井町障がい者計画・第7期石井町障がい福祉計画・第3期石井町障がい児福祉計画（案）の検討及び決定について

発行・編集：石井町 福祉生活課

(令和6年3月)

〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1

電話：088-674-1116 FAX：088-675-1500